

第六十四回国会 参議院公害対策特別委員会会議録第三号

昭和四十五年十二月十四日(月曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

青木 一男君

補欠選任

玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長

占部 秀男君

理事

鬼丸 勝之君

杉原 一雄君

内田 善利君

委員

長田 裕二君

川上 為治君

木島 義夫君

古池 信三君

矢野 登君

山本敬三郎君

田中寿美子君

竹田 四郎君

小平 芳平君

田淵 哲也君

須藤 五郎君

衆議院議員

産業公害対策特別委員長

加藤 清二君

産業公害対策特別委員会理事

島本 虎三君

国務大臣

国務大臣

山中 貞則君

政府委員

内閣審議官

中央公害審査委員会事務局長

経済企画庁審議官

法務省刑事局長

大蔵大臣官房審議官

厚生省政務次官

厚生省環境衛生局公害部長

通商産業省公害保安局長

通商産業省公害保安局長

通商産業省公益事業局長

工業技術院長

運輸省港湾局長

労働省労働基準局長

建設省道路局長

自治大臣官房長

常任委員会専門員

説明員

近畿圏整備本部次長

経済企画庁調査局長

法務省民事局参事官

大蔵省主計局主計官

文部省管理局教育施設部長

厚生省環境衛生局公害部公害課長

城戸 謙次君

川村 皓章君

西川 喬君

辻 辰三郎君

吉田太郎一君

橋本龍太郎君

曾根田郁夫君

莊 清君

柴崎 芳三君

長橋 尚君

太田 暢人君

栗栖 義明君

岡部 實夫君

高橋国一郎君

岸 昌君

中原 武夫君

播磨 雅雄君

小島 英敏君

味村 治君

海原 公輝君

菅野 誠君

山本 宣正君

建設省計画局宅地部長

朝日 邦夫君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

て御報告申し上げたいと存じます。

内閣提出の公害防止事業費事業者負担法案に対する衆議院修正及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する衆議院修正の趣旨について御説明申し上げます。

まず、公害防止事業費事業者負担法案に対する衆議院修正であります。事業者の事業活動による公害を防止するために、公害対策基本法第二十二條第一項の規定により、事業者がその費用の全部または一部を負担せざるものとして、国または地方公共団体が実施する公害防止事業の範囲に、住宅の移転の事業を明示することとしたことであります。

次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する衆議院修正についてであります。第一点は、ばい煙の定義に例示として鉛を、自動車の排出ガスの定義に同じく炭化水素及び鉛を加えることとしたことと存じます。第二点は、都道府県がきびしい排出基準を定めることができる場合における政令で定める基準に従うべき旨の規定を、政令で定めるところによるべき旨の規定に改めたことと存じます。第三点は、特定物質に関する事故時の措置について勧告を命令に改めたことと存じます。第四点は、ばい煙発生施設の緊急時の措置としての勧告を命令に改めたことと存じます。

以上でございます。

なお、社会党、公明党、民社党三党提出にかかります環境保全基本法案の経過につきましましては、御質問があればこれに答えたいと存じます。

どうもありがとうございます。

〔理事杉原一雄君退席、委員長着席〕

○委員長(占部秀男君) 引き続き、四案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 公害問題がたいへん大きな世論になってまいりまして、政府も今度は十四法案を国会に提出するという運びになった点は、非常に一つの前進ではあるかと思ひます。しかし、本会議

から、あるいは連合審査、こうしたものを通じて、公害防止に対する政府の基本姿勢というものの点について、私は、いささか疑問を持たざるを得ない点があるわけでありまして、したがって、まず、私は、総務長官から、政府の公害に対する基本姿勢というものは一体どういふものなのか、あらためて伺ひたいと思ひます。

最近、未来学者のいろいろな意見等もたいへん新聞紙上に言われてきております。一体、地球といふものはどうなるのだらう——この間の連合審査でも、そうした趣旨の御発言があったことは事実であります。パーランド・ラッセルなどの発言は、人類が二十一世紀に生き残れる可能性は五〇％だということすら言っているわけですね。いろいろな科学的な論議をたどっていきますれば、ラッセルの意見にいたしましても、その他の未来学者の意見にいたしましても、それはただ単なるまぼろしではなさそうな気がいたします。ある程度論理的にそうしたことの起こり得る可能性といふものを示しているといふことも言えるのではないかと思います。今度の公害対策基本法をつくるにあたりまして、政府は、われわれが一番公害の媒体と考へている水とか空気を、こうしたものを一体どう考へておられるのか、この辺からお聞きをしたいと思ひます。

地球上の酸素にいたしましても、これは、ただ単に、酸素が初めから自然に存在していたものではなさそうでありまして、何百万年あるいは何億年もかかって、地球上の生物がおのその活動の中から、こうした酸素といふものをためてきた、こういうふうな言っている学者もあると思ひます。水にしても、空気にしても、人間の活動が、特に企業活動がないということでもあります。ならば、おそろくきれいであったのだらうと思ひます。それが、人間の主として事業活動によって、こうしたものがよごされてきている。

そこで、空気とか水というやうなものを一体どう考へるべきなのか——私はこう考へております。いまや、空気も水も、これは企業にとっては

一つの原料だと、こういうふうには言っていると思ひます。また、同時に、私もどが公共の広場を使ひ、あるいは公共の場所を使つた際に、それは、一応のわれわれの態度としては、そこはもとどおりきれいにして返す、こういうことが、いわゆるわれわれの常識であらうと思ひます。それこそ、近代社会における人間のエチケットではないだらうか、こういうふうには思ひます。ところが、実際に、そうした空気や水を借りて、そして企業活動をする、こうしたならば、それらの水や空気は、もとどおりきれいに返す、こういうのが、事業者であつて、また個々の人間であつて、それが当然のたてまえではないか、こういうふうには思ひます。しかし、今度の十四法案を通じて見ますと、そうした思想といふものは非常に少ないのじやないか。そうした思想が貫かれるところに、排出基準も守らなければならぬ、あるいは海洋汚濁についても、廃油をその辺に流してはならないという思想が出てくるだらうと思ひます。今度の十四法案の規定の中では、ただ単に取り締まるという形で、ほんとうにきれいにし返すんだ、これがあたりまえのことだと思ひます。ところが、これが非常に欠けていふと思ひます。こうした点から見まして、総務長官の公害に対する基本姿勢という問題は、もう少し、そうした立場、そうしたきびしさといふものは持つべきである、そうした立場から公害規制といふものを行なつていかなければいけないのではないかと、私は、こういうふうには思ひます。重ねての議論にならうと思ひますが、総務長官のお考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) ほとんど私も、御意見については、意見を差しさす余地はないと思ひます。私たちは、この問題は、ただいまの御意見と私の意見が基本的に違わないことでもわかりまふように、あるいは衆議院において数多くの修正等が合意を見ましたように、やはり政党も思想も、ときに越えた問題としてこれをとらえなければならぬ緊急な事態に日本列島が置かれておる

この認識は、現状については同じであると考えます。ただ、しかし、これを将来どうするか、そして今国会に臨む政府の基本的な姿勢はどうかという点になります。また、私たちは私たちなりの考えも一応あるわけがございますけれども、すなわち、方向は同じであります。あるいは表現のしかたが違ふのかもしれませんが、たとえば、私としてはこのやうなふうに考へております。

総務長官、私は、ホテルのいる野原と、ドジョウの泳ぐ小川を取り戻すことはできないかなと、担当大臣をきめた直後に、つぶやくように言われたのですけれども、このことは、単にホテルやドジョウといふ問題だけではない大きな問題を含んでいると私は思ひました。それは、私たちは、この自分たちの知っているのは太陽系の惑星だけしか知らないわけだけれども、現実には地球といふものを客観視して、地球の天体としての姿をとらえることが可能になったのは、ごく最近のことと存じます。すなわち、ソ連やアメリカの宇宙飛行士が、カラーによって天体をわれわれに見せてくれた。その天体の中で、私どもの子供のとき、美しい夜空のウサギが、もちをついておると言っていた、おとぎの天体は、死の砂漠みたいなものだった。そして、自分たちのいまや汚染された宇宙の中では最も美しいすばらしい天体であるの宇宙の中では最も美しい天体であることを知らされた。そのことを、やはりカラーテレビを通じてわれわれ全部が知ることができたと思ひます。したがって、われわれは、この宇宙の中においても最も美しい天体を、われわれ地球人全部がきれいにし、もとの、もつと美しい時代に取り戻す義務が基本的に課せられているのではないかと思ひます。

これは、東西の対立も、あるいは国境もない、全地球的な問題ではなからうかと思ひます。ご意見ですが、さらに今度は国際的な地球上の日本の本というところから考えれば、やはり、日本の公害に対する考え方というものが、公害の現象というものに対処するための姿勢から出発した点におい

て、諸外国の、あるべき美しい環境や自然というものをこれ以上こわしてはならないし、これを保持する義務があるという考え方からは、一歩後手に回った感には認めざるを得ないと考えるわけでございます。それはもちろん私たち政府の責任でもありません、あるいはまた、国民全体が、そのような考え方がそう抵抗がなかったという時代をこ二十年くらい過ぎて高度成長をやってきたというように見地に立って、私たちは、ここで、諸外国に考え方の面でおくれていると認める点を、まず自分たちも諸外国並みに、あるいは、汚染された日本列島であるならば、それ以上もつときびしく、自分たちの自然というものの対して環境保護の立場から取り組むべき姿勢を打ち出さなければならぬ、かように考えたわけでありました。

そこで、表現は、いろいろ御議論もあると思えますけれども、憲法の第二章を引用して、第一条の目的に、「健康で文化的な」――憲法のいわゆる個人の生活の権利であります、この権利を守ることに、まず基本なんだという趣旨で表現をいたしましたつもりでございます。もちろん、第一条第二項の削除は、これはもう三年前につくった法律でありまして、言わずもがなで、最初に姿勢として削除をされたわけでございます。さらに、十七条の二に、緑地の保全その他自然環境の保護に政府がとめるということを明記いたしましたし、産業その他の公害が基本法第二条にいう典型公害の現象を示す前に、産業自体が自分たちの生産活動の過程において不要になったものを排出する場合においては、基本法の第二条にいう公害の現象になる前の前処理の義務があるということを第三条において明確にしたつもりでございます。

個々の小さい問題をこれ以上申し上げるつもりはありませんが、海洋汚染防止法にしても個々の問題点をかかえてはおりますものの、今日の海洋汚染に対する国際条約の批准、調印の状況等から考え、また、その内容等から考えて、昨年度改正されたものにそのまま忠実に従っておる点で、次の通常国会の批准等を前提にして国内法の整備とい

う点からいけば、日本は世界の中で相当早くその前進ができるのではないかと思っております。したがって、われわれは、このような立場からの新しい第一歩を踏み出したということを意義のあることだと思っておりますが、これはまたそれぞれの党において問題点ごとに角度の違った御議論があると思っておりますので、私たちは虚心にかいに、国会の議論を通じて、今国会で処理し得たものは処理するし、処理できなかったものは次の国会、そして絶えることのない不断の努力を始めなければならぬと思っております。すなわち、今国会でかりに十四の法案を通していただきましたとしても、公害の対策、環境保全への挑戦というものは、今国会が終わったときから始まるのだという決意を持っておるわけでございます。

○竹田四郎君 私、いまの総務長官の発言を否定しようとは思いませんし、相当部分は私と同じ考えでございますけれども、しかし、この公害防止という事業は、おそらくこれはただ単に行政だけの問題で解決する問題ではなからうと思えます。これは、かなり国民的な立場、国民運動の一つとして、公害をなくしていくという思想というものがないと、公害をなくしていくと思えません。連合審査でも、大気汚染やあるいは河川の汚濁に対する監視をどうするかという議論もいろいろありましたけれども、まあこれに対して労働基準監督官を使うとか、あるいはその他のいろいろな既設のものを、制度を使って監視をするとかいうお話もありましたし、まあいろいろありました。しかし、私は、幾ら人をふやしても、それはできることではおそろくないだらうと思っております。今回の場合、大気汚染の地域にいたしましたも、あるいは水質汚濁の水面にいたしましたも、これが全国的な形になっていったとしますれば、これはたいへんな、日本全国すべてのところにわたるといえますれば、いままですでたように、特定地域あるいは特定の公有水面ということであるならば、あるいはそうした行政のみでできたかもしれません。しかし、今度の場合ではそういうわけでは

ありませんから、これは全国民的な運動として展開をしていくべき問題であらうと思えます。そう考えますときに、一体公害に対する考え方、公害防止というものの対する姿勢というものを、これはただ行政面だけの姿勢であつては私はその前進は期せられない、こう思います。海上保安庁の長官が言っておりますように、海上の汚染を防ごうとしてもいまの人員で、夜陰にまぎれて海上にあげられればどうしようがない。これこそ私はそういう廃油を処理する人のモラル、これこそが一番重要ではないだらうか。あるいは水質汚濁の問題にいたしまして、夜陰にまぎれて排出口から出してしまえば、これはその証拠をつかむということは非常に困難であります。こういうことを考えますと、私は公害防止に対する社会的な一つの考え方というものををはっきりと打ち出していくということがますます必要であらうと思えます。そうした意味では、私は非常にいまの長官の答弁はそうした面にももう少し触れるべきである。公害対策基本法にそうした一つの理想というものが、考え方というものを私はむしろ掲げるべきである。憲法にたとえば前文のあるように、基本法に私はそうした理念というものが掲げられるべきであつたと思う。そうした面では、一体基本法にはそうした点が含まれてはいると思えますが、非常に明確に出ていない、こういう面について、一体総務長官は、今後の公害防止の施策を進めていく上において、そうした面についてどういうふうにお考えになりますか、伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(山中貞則君) 衆議院の段階において、産業公害特別委員会が環境保全に関する分野党一致の決議がなされました。この点はまさに私たちがこれから国際的な立場においても日本のとるべき姿勢というものを明らかにしていくためには大きな示唆を与えたものと私は率直に受け取ります。したがって、日本が環境保全にどのような姿勢で取り組もうとおるか、これは一つにはただいまおっしゃいましたように、国内の

それぞれの立場の人たちの問題と政府の中の行政のあり方の問題も含まれてくるかと思えます。私たちがしたがって政府の行政のあり方、あるいは機構、権限の分野等についてもさらにどのような形がよろしいか、野党側等のいろいろな御提案等もございましたし、また、政府内部の検討等も進んでおりますので、いろいろなことも考えてそれに対応する柔軟な姿勢として強力な対応策をつくっていくかなければならぬと思えます。そしてまた、われわれが今後この日本列島というものを地球的にとらえた場合に、あるいは日本はどういう状態にいまこの環境保全の問題に取り組んでいるかが明瞭になるような基本的な姿勢もあるいは必要になるかと考えるのであります。私たちとしては、そのようなたつとも基本法その他の法律をつくったつもりでありますけれども、しかし、それだけでは足りないは取り締まり法規は幾らつくっていても、ただいまおっしゃったような例は企業側のモラルでございますが、そういうものが伴わなければこれは夜陰ひそかに海上へベルジを捨て、あるいは排出口を大量に広げて公共水域に流すような姿勢が改められなければ、これは完全な自動観測を機械によって政府が直接なし得ない限りあるいは不可能なことかもしれませんけれども、しかし、やはりそういうことはなくしなければならぬという自覚をまず企業側も持たなければなりませんし、また、国民全部も自分たちのうちの中の清潔までは考えても、その他の一歩外に出た公共の場所における清潔とかいうような問題についてはあまり関心がないという傾向に過去二十数年の間になつてきつたこと、そのような大勢に見られますことも、私たちはやはりこの環境をきれいにしてやうという問題においては国民全部として、もう一歩考え直してみる必要も個々にあるかと存じます。そしてわれわれは日本列島のこのまことに利用分野の少ない平地面積の中における異常な生活環境なり生活活動をしておるわけでありまして、自動車、台数と死者数との国際比がありま

こういふふうにおつしやられた。しかし、これは私はそうではない。むしろ総務長官が公害防止の対策本部の一番中心な役割としてそうした形で国民運動に発展させていかなければ、通産省の關係では私は直つていかないだらう。その点では、総務長官のお仕事の役割というものは非常に大きなものだといふように私は評価をしておりますし、同時に、公害防止が進んでいかなない一つのゆゑんといふものは、いままでの縦割り行政ということが問題になりましたので、政府に公害防止中央対策本部というものを置きにたつたゆゑんであらうと思ふ。その辺はひとつ総務長官もよく心得て、総合的な公害防止という立場で施策を進めていかなければいけないだらう、こういふふうに思ふわけでありまして、その点とくどひとつお考えをいただきたい、こういふふうに思ひます。

次の問題に入つてまいりたいと思ひますが、なるほど基本法におきまして産業との調和条項を削除したといふことは、確かに一歩の前進かも知れません。しかし、この条項を除いたといふならば、その他のいろいろな公害防止の施策の中において産業との調和という觀念が私は残つてはいるような気がする。私は試されてはいるような感じがいたします。これは公害罪法においてもそうでありますし、過日米問題になつております無過失責任の問題についてもそうです。あるいは排出基準にいたしましても、そうした考え方というものはあるだらうと思ふ。たとえば、企業の排出のところが大気汚染によつて、いまかなり多くの人が公害病にかかつております。それが公害病患者として認定されているかされていまいかという問題はありますが、かなりの人々の健康が公害によつてそこなわれているといふことは事実であります。しかし、その被害者が具体的にそのした公害と自分の病気の因果關係、あるいは加害者と被害者との社会的な關係、こうしたものを具体的に突つき出すといふことは、いまの非常に複雑化された科学の中で、私はこれはほとんど不可能だらう。そうすれば被害者だけが、健康にいたしましても、環境におきましても被害を受ける、それに対する補償といふものはほとんど見られていない。こういう点にも私は決して、産業との調和条項といふものが法文の上からはなくなつていくけれども、少しもなくなつてない。水質汚濁の排出基準にいたしましても、あるいは大気汚染の排出基準にいたしましても、他の空氣、他の水で埋めてしまふべきといふ思想だ。たとえば煙突の高さを高くすれば、それで薄めて亜硫酸ガスの人間に対する被害といふものはなくなつてくるんだと、水も埋めてしまふべきといふので、先ほどの大気とか水とはきれいなものなんだ、またきれいなものにしておかなければならぬんだといふ考え方から言ひますと、そうしたばい煙あるいは有毒物質、こうしたものを埋めるのにさらにきれいな空氣をよごしてしまふといふこと、さらにきれいな水、埋めるためによごしてしまふといふこと、むしろそうした公害をより広げていくといふこと、こういうことになるのではないかと私は思ひます。きょうの新聞においてもイギリスとアメリカにおける煙突の高さの論議がたいへん問題になつてゐるという記事がありましたけれども、煙突を高くするといふことはいままでのきれいなところの空氣をよごすといふこととです。より公害の及ぼす範囲というものが広がるという事です。こう考へてみますと、私は産業との調和条項はなるほど削除したけれども、結果的には公害による被害といふものは一向に救われぬ。その責任は不明確である。さらにわれわれが持つてゐるところのきれいな空氣やきれいな水を希釈するといふことによつてよごして行く。より多くのものをよごして行く、より公害の範囲を広める、こういうような私は思想であると思ふ。そう考へますと、はたして産業との調和条項は削除したけれども、その考へ方はことばの上では消えましてけれども、具体的な基準のあり方、ある

いは補償のあり方、あるいは負担のあり方、こういうところから考へてみますと、ちつとも産業との調和条項が消えていない。こういうふうには思ひますけれども、この点についての総務長官のお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) たとえば煙突の問題等は確かにここの夏の例の杉並の光化学スモッグによる高校生を中心とした被害が出ました。それに私たちがいままで経験したことのない街路樹その他の意外な時期における落葉、紅葉といふものを見ますときに、人体が感じないまでも、そのような現象といふものが相当ひんぱんに起こつていけるのではないかとこの心配を私もいたしておるわけでございます。その点煙突を高くすればいい、七、八十メートル以上なら特別償却を認めましようといふ税法等も二、三年前からつておりますが、その考へ方といふもので果してそのままだいかにどうか。これはやはり高い煙突をつくればつくるほど、むしろ本来ならばきれいな空であつたところにそのまますのくらの排煙が排出され、それがやはりスモッグを構成して、場合によつて太陽光線との關係や、その他のスモッグの滞留状況等によつて、やはり光化学と言われる現象が起こり得る可能性をかつて強めていくのではないかとこの疑問は私も持つております。ただ、それが完全に説明されておられません。したがつて、いまの手段では、着地濃度といふこととで議論してこまできてゐるわけでありまして、これはやはり問題点として今後われわれは検討をしなければならぬといふふうには私も考へます。なお、排出基準の問題で容量で薄めればごまかせるという問題も確かにございしますが、もし薄めて大量に出している場合にはさらにきびしい排出基準が適用されていくといふことで、今回は因果關係といふものは、その意味における量と物質との因果關係といふものはつかまえていくような考へておりますから、これは将来の問題として、新しく基本法で水質汚濁だけといふものの中へ水の狀態といふものを入れまして、温熱排水と

いう、将来原子力発電等によつて必ず問題が日本でも提起され、アメリカ、ソ連等で問題になつていくといふ問題、そういう問題についても法律が必要ならばさらに法律をつくらすし、今回の水質汚濁防止法でもそういう状態に対処する方法を入れてあるといふようなことで、一応、現時点において対処すべきものを対処したわけでありまして、御指摘の点はわれわれとともに、これは日本の科学技術なり科学の発達による究明といふものによつてやはりきめ手をつかまなければいけない、情性ではいけないのだといふことは私も考へております。

○竹田四郎君 私が前段において非常に公害防止の理念といふことを申し上げた理由というのは、私はそういうところにある。でありますから、今度の、いままでもそうでありましたが、排出基準さきめればそれで大気汚染防止になるのだといふ考へ方、あるいは薄めさすれば、これは下水に流していいのだといふ考へ方、私はこの考へ方は間違つてゐると思ふのです。あくまでも出すときには、社会からきれいな空氣を借りた、社会からきれいな水を借りたのだ。それは当然きれいに返すといふのが、そういう思想が私は今度の十四法案の中に貫かれてゐない。これは今後の検討を待たなくちやならぬ問題かも知れません。しかし、理念だけはそういう理念といふものが私は法律の中に貫かれてゐなければいけないだらう、こういうふうには私は思ふわけですが、ありますから、先ほど申しましたように、なるほど産業調和条項は除かれたけれども、しかし、一つ一つの具体的な基準や施策の中にそういうものが抜けていない、こういうことを言わなければならぬ、こういふふうには思ふわけでありまして、この点は、ひとつ長官も私はそういう理念に賛成なのかどうか、大体賛成されてゐるうちに私は受け取つておきますけれども、そういう理念でいかなければ、これは問題になり、これは国民が苦しんでゐる問題といふものを私は解決する道といふものはおそらくなからうと思ふ。この間の連合審査

の中において隅田川のあの黒い水がいつになつたらしいになるのか、これはきれいになる時期がだんだんだんだん延びていくだけあります。片一方できれいなれば他の河川がよれていく、汚染が一つの地域から一つの地域へ移動するにすぎない。新全線の中におきましても、既存の工業地域がまた新たな六つの地域にコンビナートを中心とする新しい重化学工業地帯をつくらうとしているわけであります。これにいたしまして、私はそうした理念がない限りは京浜地帯から、あるいは中京の地帯から、あるいは京阪神の地帯から他の地域にそうしたものが移るにすぎない、そういう意味でひとつさらに御検討をいただきたいと思うわけでありますが、次に、これは総務長官にお聞きするのがいかがうかとちょっとわかりませんけれども、日本のエネルギーというものと大気汚染あるいは水質汚濁の問題を考えていかなければならないと思ひますが、総合エネルギー調査会の需給部会の考え方を見てもいいと思います、今後十五年後には石油の消費量というものは四・九倍にいくのではないかと、こういうことも言われています。そして通産省あるいは運輸省は全国に石油パイプラインを張りめぐらして、それによって石油の陸上における運搬というもののコストを引き下げていく。このことは同時に、私は石油の消費量がさらにふえていく、こういう結果になるし、その結果は若干脱硫の技術が進んだにいたしまして、おそろしく大気汚染というものは非常に深刻な状態になっていくだろうと思ひます。そういう意味で今後の大気汚染あるいは水質汚濁を防止するという立場で、政府は今後のエネルギー計画というもののについてどのような考え方で進んでいくべきか、特に公害防止対策の責任であられる総務長官は、こうした問題について今後どう主張されていくか伺わせていただきたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 総合エネルギー調査会は通産省でエネルギーの需給に関して長期的な展望を行なっておりますので、私から答弁をさせていただきます。

御指摘がございましたように、昭和六十年までの長期のエネルギーの需給でございますが、大体昭和五十年までが実質経済成長率が一〇・六％程度、それから五十年から六十年までが同じく実質成長率で九％前後という一応の前提に立つての試算でございますが、御指摘がございましたように、その中で石油系エネルギーの占める比率は昭和四十四年度で約六八％でございます。昭和五十年まで、残念ながら原子力の立ちおくれもございまして、総合エネルギーの中の比重では石油系が若干上りまして五十年時点では七三％程度、原油の輸入量で五十年は三億二千万キロリッター程度に達する。六十年では経済の成長に伴いましてエネルギーがふえますから、原油の輸入量も七億キロリッター程度まで上がりますが、石油の占めるウェイトというのは七三％台から順次下がります。六十数％台までくる。そのかわりに原子力発電でありますとか、LNGを含めました天然ガス等の新しい将来のエネルギーと言われておるものが、これはS分がないわけではございませんけれども、これが十数％まで上がっていかねばならない、こういう前提に立ちまして今後のエネルギー政策を進めることになっておるわけでございます。で、御指摘がございましたように、原子力なり天然ガス系統を積極的にふやす場合においてもやはり原油の輸入というものは著しくふえるのではないかと、この中には当然硫黄が入っておりますのではないかと、こういう御指摘がございましたけれども、現在の脱硫技術というものは石油精製企業にとりましてまだかなり技術的には今後開発に努力すべき分野を残しておるわけでございます。特に脱硫効率の非常に高い直接脱硫装置というものが現在全国で三基ほどございますけれども、まだ技術的に、これは世界でも完成を見ていないと言われるわけでございますが、通産省でもその面の今後の技術開発を国をあげて大いに促進しなければならぬ、こう考えておるわけでございます。同時に、燃やします重油の中のこういう脱硫によるS分の低下と同時に今後の非常に大きな課題といたしまして、

出てくる亜硫酸ガスを含んだ排気の中からも一度硫黄を取ることがどうしても必要だと存じます。現在電力企業におきましても約三十万キロワットの発電機に相当する量の量を処理するというところで中央電力三社がかなりの規模の実験装置を建設しつつございますけれども、この研究を一日も早く進めましてこれを実用段階に持っていく。脱硫率が煙から約八〇％ないし九〇％程度というものが技術開発の目標になっておりますので、この排煙脱硫技術が完成いたしました場合には火力発電所等で消費いたします重油の量も当然伸びていくわけでございますけれども、直接脱硫等の脱硫技術の進歩及びそれを燃焼させたあと煙から直接また排煙脱硫をすることの技術の完成、この両方から攻めていくということによりまして、石油系燃料の増加に伴うS分の増加というものは大幅に減らしていくことを基本にしなければならぬと存じております。それともう一本の柱は最初に申し上げました天然ガスとか原子力発電、これらの積極的な開発、建設、こういうことではなければならないと考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 お話はわかりましたけれども、いまのお話で、具体的にその硫黄の含有分です、これを一体どのくらいの傾向でどのくらいまで下げるといふ計画というものはつくられますか、つくられないですか、どうですか。

○政府委員(莊清君) 昭和六十年までの長期展望で具体的には実はまだ固まっております。と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、重油の脱硫技術の完成、あるいは燃焼した排気ガスの中からの排煙脱硫技術の完成ということがどの程度将来具体化するかということ、今後の課題でございますけれども、まだ具体的に計数化して見込んでおらないために、六十年時点ではどうかというところは、具体的な数字はございせんですけれども、さしたって昭和五十三年度の数字といたしましては、現在の脱硫防止の柱として明確に立てておるわけでございます。で、具体的に、端的にひとつ申し上げてみたいのでございますけれども、東京、大阪、四日市等のいわゆる過密地帯というのがございまして、現在その過密地帯で今年でございまして重油量で約三千万キロリッターの重油を燃焼しております。このS分が平均で今年度約一・六五％、したがって、その中に入っております硫黄が約五十一万トンというふうに入っております。当面予定されております低硫黄原油の開発輸入と、それから現在すでに建設を計画しておりますところの脱硫装置の建設を基礎にいたしまして、四十八年度におきまして同じく過密地帯向けに重油は四千三百万キロリッターほど供給が増加いたしますけれども、同時に平均S分のほうは切り下げまして、四十八年度で平均〇・九％、したがって、過密地帯に落ちる硫黄の量が三十九万トン程度、こういうふうな具体的な計画を持ち、輸入の促進とかあるいは脱硫装置の建設を法の運用によりまして精製業者にも実は義務づけておるわけでございます。その先五十三年度でございましてけれども、過密地帯向けの重油というものはS分を〇・五五％まで下げていく。重油の使用量は五千五百万キロリッターまで上がりますが、S分の切り下げによりまして、総硫黄量としては現在の五万トンから三十万トンまで下げていく。こういうこととで五十三年度までの展望でございますが、具体的な政策の裏づけを極力しながら進めておるといふことだけは申し上げられるかと思ひます。

○竹田四郎君 公害による被害というのはイタイイタイ病にいたしましてもあるいは水俣病にいたしまして、あるいは硫黄酸化物による被害にいたしまして、これは逐次ふえております。現実にとりまして、これは逐次ふえております。現実にとりまして、公害が発生したときはむしろ終わりだと言つてよろしかろう。だから未然に防止をする立場が私は非常に必要だと思ふ。しかし、通産省の公害部で調べにのりまして従業員三百人以上の二千五百十二工場におけるところの公害防止の投資を見ますと、年間実に千四百九億円で

か、非常に少ないわけです。これは通産省でお出しになった資料のようでございます。しかしながら、一方では同じ時期に広告宣伝費が千七百四十億、実に公害防止の投資総額よりはるかに上回っているわけです。あるいは交際費におきましては、四十三年度では実に七千億だといわれております。四十三年度において五千七百億だといわれておる。こう考えてみますと、具体的にこれがどのようにふえていくのか、通産省のほうとしては公害防止の対策に対する指導というものが、そうした投資総額の中に占める公害防止対策の費用というものをどのようにしてこうとする計画をお持ちなのか。こういう状態ではいつまでたっても公害をなくしていくことはおそらく私はできません。なかりかと思ふ。御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(荏清君) 企業の公害防止投資の問題でございますが、私も通産省として基本的に考えておりますことは、従来企業はとかく口を開くと、公害防止投資というものは生産に直結しない、したがってそういう投資をすれば資本費がふえる、さらに運転経費、人件費、ランニングコストもかかるということで生産性の向上に寄与しないのでございまして、こういうようなことがよくいわれたのでございまして、われわれとしてはその基本的な考え方というものはもう完全に払拭しなければならぬ。今回の公害関係諸法令の改正も通産省といしまして参画したわけでございますけれども、その際にわれわれ自身今後の産業というものは公害防止というものを基本前提に企業家自身が真剣に考えなければならぬという前提に立つてやってまいりました。企業に公害防止というのにおきまして、ここ最近では公害防止というのが企業の本来の使命として前向きに取り組まなければならぬという公害防止マインドというのがようやく浸透し始め地につき始めたかと存じますので、行政指導等を通じてさらにこれを完全に徹底させるということがわれわれ通産省に課せられておる。通産行政の基本的な使命である、こういう覚悟で取り組もうと全省をあげて考えておるわけでございます。

それで具体的な公害防止設備投資の予定金額の点でございますけれども、私も調べました計画でございます。四十四年度の実績でございますが、三百人以上の二千三百工場の総平均で総投資額の投資実績が約五％になっております。その中で火力発電、鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄金属、紙・パルプというふうな、いわゆる公害型産業と呼んでおりますが、こういう業種の平均が約七・五％になっております。明年度におきましてはこの比率は、公害型産業では規制の全国化とあるいは基準の強化等見込みまして相当上がるのではないかと、こういうふうには考えております。現に火力発電や石油精製等では現在すでに十数％の投資比率を見るに至っております。でございますが、長期的には規制の全国化とあるいは基準の強化という結果、おそらく現在五％ないし六％程度の全産業平均が一〇％程度に向かつて急速に上がっていくを得ない、それだけの投資は最優先の投資として当然に企業が行なわなければならない、また政府としても、償却面でありますとか、あるいは固定資産税の上とか、そういう点については当面少なくとも助成措置を講じなければならぬと考へますけれども、企業に対してはあくまでも公害防止投資最優先という姿勢で、強い姿勢をもって臨もう、こういうように考へておる次第でございます。

○竹田四郎君 どうもあまり歯切れのよいお話ではないような気が私はいたします。先ほどのエネルギーの問題にいたしまして、公害防止のための設備投資にいたしまして、どうもこういうところでは一体公害というものがなくなっていくのかどうか、おそらく時間が経ていくに従ってその計画というものはどしどし延びていってしまふような気がせざるを得ないわけです。ひとつ総務長官に、いまの通産省の御意見をお聞きになつて、私はここで日本のエネルギーというものを石油に依存するということから大幅に転換しなくちゃいけない、低硫黄原油の輸入というふうなお話もありましたが、それにいたしましたとしても、その産地というものがそうたくさんあるわけじゃない、限られておるわけです。ということになりますと、あるいはおそろくそういう脱硫の技術というものの急速に伸びていくことは考えられないわけでは、そういう意味では、私はここで大幅にエネルギーというものを石油から天然ガスへと切りかえていくべき時期に来ているのじゃないか。なるほど、今日確かに天然ガスの輸入先は、あるいはアラブにあるいはボルネオあるいはアブダビ等になっておるわけでも、日本の財界も主張しているように、すぐ近くのソ連から持ってくる場合には、これはパイプラインで持つてこれくる可能性が非常にあります。こういうことを考へていきますれば、私は急速にエネルギーをLNGに転換をしていくということも非常に困難な仕事とは言えないと思ひます。こういう意味で、政府としては私は、いままでの石油に依存しているところのエネルギー政策を公害を出さないエネルギー、こうしたものに急速に転換をしていく施策をとらなければいけないと思ひます。また、石油精製のいろいろな施設というのは私はこの辺で新しく新設するものについてはストップをかけるべきだ、このことこそが私は産業調和事項というものを削ったゆえんの具体的な政策がそういうところにあるわけである、これはなかりかと期待していただいておりますが、そうした面においてもあまりそうした施策が出てまいっております。政府としてどうですか、このエネルギー政策というものを再検討する必要があると思ひます。政府を再検討する必要があると思ひます。政府を再検討する必要があると思ひます。

話もありましたが、それにいたしましたとしても、その産地というものがそうたくさんあるわけじゃない、限られておるわけです。ということになりますと、あるいはおそろくそういう脱硫の技術というものの急速に伸びていくことは考えられないわけでは、そういう意味では、私はここで大幅にエネルギーというものを石油から天然ガスへと切りかえていくべき時期に来ているのじゃないか。なるほど、今日確かに天然ガスの輸入先は、あるいはアラブにあるいはボルネオあるいはアブダビ等になっておるわけでも、日本の財界も主張しているように、すぐ近くのソ連から持ってくる場合には、これはパイプラインで持つてこれくる可能性が非常にあります。こういうことを考へていきますれば、私は急速にエネルギーをLNGに転換をしていくということも非常に困難な仕事とは言えないと思ひます。こういう意味で、政府としては私は、いままでの石油に依存しているところのエネルギー政策を公害を出さないエネルギー、こうしたものに急速に転換をしていく施策をとらなければいけないと思ひます。また、石油精製のいろいろな施設というのは私はこの辺で新しく新設するものについてはストップをかけるべきだ、このことこそが私は産業調和事項というものを削ったゆえんの具体的な政策がそういうところにあるわけである、これはなかりかと期待していただいておりますが、そうした面においてもあまりそうした施策が出てまいっております。政府としてどうですか、このエネルギー政策というものを再検討する必要があると思ひます。政府を再検討する必要があると思ひます。政府を再検討する必要があると思ひます。

ギアの相当な部門を外国にゆだねる、それは持つてくる場合は別であります。送ること自体直接してゆだねた場合において、その他の外交交渉の場合等においてどのような問題をそれが提起することになるであろうか、これはやはりまたもう一つ議論があるかもしれません。しかしながら、基本的にはそういうなるべく国際的に全部が友好ムードの中でお互いが足りないものを補てんし合うということとは確かに必要なことだと考へます。また、同じ低硫黄原油の国際的な日本側の獲得の努力についても、民族資本として日本がまず中近東に進出をしたアラビア石油、これが非常に高硫黄のものである、これらがやはり外国で有害なものを出すというつもりはありませんが、その産地は幸か不幸かたいへん砂漠の地帯であつて、人家密集地帯でもない、まあ長い目で見ればそれもないことかもしれないが、どこかでやるならば産地におけるアラビア石油の脱硫による、いわゆる低硫黄化されたものが全量しかも喜んで需要家に引き取ってもらふというふうな、毎年毎年金額と数量で押し合ひ合ひして、国策と現実とのそういう高硫黄と金額という問題で押し合ひ合ひし合ひすることはどうかと、私はかねてから思つてながめておるわけでありまして、これらの問題も含めて、やはり日本の伸びていく道というものは、ある意味では経済のその質を保持しながらの成長ということが、国際社会における日本人のまたあるべき一つの目標でもあります。本来天然資源の少ない我が国の原料そのものを外国から輸入して、それを製品化して、日本国民の生活の向上というものををはかつていく客観的な不利な状態等を考へますときに、これらの問題に対する、良質のエネルギーの確保ということが、これはもう官民あげて協力していかねばならないことである。国際的な協力が得られるならば、これに對してちゅうちょしてはならないということは原則的な問題だらうと思ひます。

○竹田四郎君 この点はひとつ政府としても、また通産省としては当然でありますけれども、これ

は十分考えていただいて、急激に公害防止の立場から、エネルギーの転換をはかるべきだと、こういうふうに思いますが、ただ私は、ちょっといまの総務長官のお話の中に気になることがある。外国なら少しくらい公害を出してもいいんだと、向こうがOKだと言っているようだから、かまわないのだと、この考え方は私はぜひ直していただきたい。おそらく日本は人口密度が過密ではないとは思いますが、やはりその地域に、われわれが苦勞している公害というものを先ほど言ったように移しかえる、こういうことはぜひ慎んでいただきたいと思ひます。日本だけが公害から逃げられるという問題では今日なくなつてきている。全世界が公害問題で悩んでいる七〇年代の世界の公害問題という立場に視点を置いていただかなければ、おそらくそれは天に比べるものと同じように、やがてそれは日本に返ってくる問題にきつとなるだろうと私は思うのです。でありますから外国であろうと日本であろうと、ひとつ公害というものを生じていない、空気はよこしていいかなということを私は理念に持っていただかなければいけないだろう。この点は先ほど何かそういうようなことがいいんではないかというようにお考えの方のようですが、これはひとつ直していただきたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私は慎重な言い回しをしたつもりであります。すでに国内において、新全統で公害産業をきれいなところに分散させるべきではないかという御指摘もあつたのでありますから、ましてや国際的に分散して外国の人に迷惑をかけるということは基本的には考えていないのは当然のことであります。ただ脱硫過程を産地において可能な場所があるならばということで、幸か不幸か砂漠の入り海の、その周辺に密集人口等もないので、脱硫過程だけならばということが念頭にあつたものですからそういうことを申し上げたわけで、公害産業の国外輸出ということを今後の国是とすべきであるということは考えておりません。

○竹田四郎君 通産省の方にちょっとお聞きしたいのですが、今度通産省で案を発表しております全国の石油パイプライン網ですね、これは大体この石油パイプライン網というものが完成した場合には、いまより石油の消費量というものはどのくらい伸びていくか。

○政府委員(莊清君) パイプライン関係の私ちょっと手元に数字を持ち合わせておりませんが、先ほどの御質問に私お答えいたしました際に申し上げました石油の伸び、これとパイプラインとは特に関係はないものと理解いたしております。関係ないと思ひますのは、パイプラインが布設されたら、さらに石油消費量のエネルギー構造のほうに変わっていくのではないかと、それを促進するためのパイプラインではないかという御懸念があると思ひましたら、そういうことは関係ございせん。こういうことは明確に申し上げられるだろうと思ひます。

○竹田四郎君 その点、ひとつ、そういう関係は私、非常に懸念をしております。ここにおいて新しいパイプライン網を全国に敷くということでは、エネルギーの転換政策を考えるべき時期に来ておるにもかかわらず、そういう投資をしていくということは、当然それは石油の消費量を全体的に伸ばしていく、ただ白い系統の石油を伸ばすということは、同時に黒い系統の重油というものをより多く生産をしていくという裏返しになるわけですから、これのいま資料がなかったならば、その資料をひとつ、通産省のお考えの石油パイプライン網で一体どれくらい石油を輸送するつもりなのか、ひとつあとで資料をいただきたいと思います。ただ私は、おそらくいまの段階の石油の消費というものを考えてのパイプラインの施設網ではないだろうと思ひます。当然、このパイプラインというものは十年なり十五年先の消費量というものを考えながら施設をしていくのだらうと思ひます。こういうふうなことを考えますと、私はいまのパイプライン網というのはなくしろとは言ひません。計画をなくしろと言ひわけではありせんけれども

も、エネルギーの転換政策という立場から、むしろガスのパイプライン網を考えるべきではないか。石油のパイプライン網というのは縮小をすべきである、こういうふうには私は考えるのですが、いかがですか。

○政府委員(莊清君) パイプライン関係は現在検討中でございすけれども、検討段階の数字は後ほどできるだけ御報告をさせていただきますと思ひます。

なお、この際に一言つけ加えさせていただきますのでございすけれども、われわれが現在考えておりますパイプライン構想と申しますのは、外国から輸入されます原油の量の増加に伴ひまして、港灣等におきまして荷役の能力等の問題もございすので、なるべく輸入の集中基地というのをつくりまして、そこに一たん集めてから海中あるいは陸上のパイプラインで、十分保安の措置を講ずることはもちろんでございすますが、そういう保安の措置を伴ひながら輸送をするというふうにしていかないと、港灣の能力あるいは船の混雑というふうな点からいって、非常に限界があるのではないかという点が発想の根本にあるということをつつけ加えさせていただきますと思ひます。

資料のほうは、現在われわれが勉強しておる限りのものを御報告させていただきますと存じます。

○竹田四郎君 これは通産省にお聞きするのがいいの、あるいは建設省にお聞きするのがいいかわかりせんけれども、そうした、先ほどのエネルギーあるいは過密都市における公害の問題、こういう立場から考えて、若干新全統にもその点は触れられておるわけでありすけれども、やはり過密におけるところの公害というのが一番やっかいな公害であらうというふうに私は思ひます。ですから、今後そういう立場で、公害を防止するという立場で、先ほども都市計画等のお話がございしましたけれども、現在主として公害がひどい地域、いうならば東京湾を中心とする圏域、伊勢湾を中心とする圏域、大阪湾を中心とする圏域、あるいは北九州、こういう圏域の工場立地のあり方というものを一体どう考えているのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 過密地帯における工場立地の問題でございすけれども、公害が過密地帯におきましては過密化における公害という日本的な形で、いろいろな形で公害が重複し、錯綜し、さらにかき合はつた形で結局大きな公害になつておるといふことはもう御指摘のとおりでございす。それで、現在大気汚染防止法等におきまして、特に過密地帯につきましては重硫酸ガスの排出規制一つをとりますと特に出るけれども、東京、大阪、四日市等についてはそういう特別の規制を行なつておることは御案内のとおりかと存じます。その規制面だけでなく、立地そのものについては工場制限等に関する法律というのに基づきまして、都道府県知事の例外許可がない限り、新設の工場、事業場というものは、これは公害及び過密という両方の見地から新増設というものは原則として禁止するといふような政策がとられており、首都圏整備委員会等におかれても現在そういう法律の運用の改善なり、あるいは法律そのものの再検討といふふうなことも進めておるようについておるわけでございます。

なお、私も通産省といたしましては、やはり過密地帯におきまして規制すると同時に、むしろ都市の再開発といふふうな見地も含めまして、公害型の産業などはできるだけこれを地方のほうへ、むしろ、過密地帯から移すといふふうなことも非常に大切であらうと考えております。現在でも、公害防止事業団でありますとか日本開発銀行の融資等を通じて、公害を起す、これは主として町なかに散在しております中小企業の場合が実はそういう金融助成の対象になつてゐるわけでありすけれども、団地化するような形で外へ出していく。出した際に完全な形で公害防除施設も同時にその団地に備えつけさせるというふう

な形の政策を進めておるわけでございます。

なお、政府全体といたしましては、御存じのよう、先般改正されました都市計画法に基づきまして、特に過密地帯を中心にその周辺地域も含めまして土地全体の有効利用という見地から、いわゆる線引きというものがこれから実施されるという段階になっております。なお、先ほど総務長官のほうから御答弁があったかと思ひますけれども、いわゆる過密地帯と過疎地帯全体を含めまして、新全総の理念にもありますように、やはり公害を未然に防除するだけの十分な配慮をしながら地方のほうに新しい工業基地をつくっていく。過密地帯は制限をしてしまふ、この二本立てで今後やはり進んでいくことが基本的な政策でなければならぬ、通産省ではかように考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 言っていることはよくわかるのですが、おっしゃっていることと現実というのがかなり違っているわけですね。私は横浜市の港北区に実は住んでいるわけでありまして、ちょうど東京を中心とする三十キロ圏内にあるわけでありまして、ここは数年前は実は空気の一番きれいなところ、公害問題に対する陳情というものが若干の騒音くらいで、なかった地域です。ところが、いまや横浜市における公害防止の陳情の一番多い仲間のグループの三つの区の一つになってしまつたのです。その当時は確かに中小企業団地、いまおっしゃられた中小企業団地をつくって、そこで事前に公害を排除するという形のあり方というもの、比較的少なかった時代でもあったと思ひますが、実際には東京の公害を私の住んでいる地域へ持たせて移しかえていくにすぎない。これは私の地域だけではなくて、おそらく三つないし四つの日本の工業生産基地の周辺も私は、おそらくそういう事態であらうと思ひます。そういうものを解消するだけの、いまおっしゃられた中に一体計画と予算——長期的な予算措置、そういうようなものが国民に納得できるような形であるのかどうか。あなたがおっしゃっていることは私も、

おっしゃっているのとおりだろうと思ひます。と思ひますけれども、現実とはそれと違っているというところであります。中小企業団地をつくるにいたしましても、おそらくむしろそういう事業というものは非常におくれている。ある新聞の報道によりますと、いま東京の近郊で住宅公団が中小企業の工業基地というものをいままでもつくっておりまして、そこへ企業の誘致をやつていたことも事実であります。しかし、現実にはそのあとをたずねてみると、住宅公団などの政府とびつたりした機関がつくつても、むしろそういう住宅公団のつくっている団地はむしろ東京の公害をそっちへ持たせているにすぎないんだと、こういうふううに言つております。でありますから、私はいま通産省の方がおっしゃた、おっしゃったことはわかります。そうしたものは具体的に国民にこう実行するんだという、実行計画を示さない限りは、ただ法律の文章から産業との調和事項をただ抜いただけにすぎない、現実には幽霊のように基本法の中に生きている、各法律の中に生きている、私はそう言わざるを得ないと思ひます。具体的な実行計画をつくつて、国民に示す計画があるのかどうなのかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 過密地帯における公害防止に關しましては、公害対策基本法に基づく公害防止基本計画というものが作成されることになっておりまして、現在千葉、四日市、水島等につきましてはすでに一応の計画が、政府としても地方自治体としてもお互いに合意したものが最近で上るにまで至つております。その他の過密地帯につきましても、逐次、関係各省と各関係都道府県の間で今後長期的な総合計画というものがつくられることに方針はすでに確立しているわけでございします。結局、先ほども申し上げましたけれども、特に過密地帯の場合、現在すでに企業が立地しており、公害が多発しておるわけでございしますから、まず企業自身が最善の公害防止努力をする、設備投資もさらに一そう努力する、これなくして公害防止ということとは絶対に成果はあがらない

と思ひますが、同時にそういう過密地帯につきましては公共投資等の面につきましても、今後特に重点を置いて促進を、政府自治体一体になつてやうていくということが国としてきわめて大切だと思ひます。それで、それぞれの過密地帯について、は長期的な基本計画が逐次つくられ、これが国民に示されていくわけでございしますけれども、もう一点、いま御指摘のございました中小企業団地と言つても、それは近隣の地帯に公害をまたばらまくだけではないかという問題でございします。これは確かに先生御指摘のとおり、過去においてそういう事態というものは間々あったと存じます。まことに遺憾なことではございませんけれども、これは否定することができない事実であらうと存じます。これはたとへば住宅公団の場合、いろいろ実施面におきまして、先に用地を造成しておいて切り売りという用語がございしますが、逐次企業を集めて相当期間内に団地というものを造成してまいり、どういう業種が入ってくるか必ずしも用地造成の段階等ではつきりしてないといふふうな、必要に迫られてやつていったと、追われてやつていったということからくる長期的な計画の不足という面も過渡期としてやむを得ずあったかと存じます。そういう結果、企業が逐次立地してくる過程におきましては、団地全体としてのたとえば排水設備一つとつてみましても、あらかじめ十分下水道がつくられておるわけでもない。排水処理施設が団地内に設けられていないわけでもない。こういうところから、団地ができるのと近所の方はかつて公害の迷惑を自分の間受けられたといふふうなまづい点があつたのかと思ひますが、今後におきましては、団地造成一つとりましても、あらかじめ移転させる企業、そこへ入れる企業といふものはやはり計画的につかんでおいて、そうしてその周辺における下水道の整備もそれに見合つて計画もし、それから団地をつくつて企業を入れると同時に、その際には共同の排水処理施設等も整備しておく、こういうふうな計画的な配慮がぜひとも必要だと存じます。通産省といたしまして

も、関係の公害防止事業団でございしますとか、中小企業振興事業団でございしますとか、そういう団地造成に關係しておる多くの政府関係機関もございしますので、十分指導監督し、また関係の都道府県の方とも十分打ち合わせをした上で、団地が公害をばらまく団地に絶対ならないように、御注意の趣旨をよく体しまして努力をいたしたいと考えております。

○竹田四郎君 通産省の方のおっしゃつておることはことばの上では私は非常によくわかる。なるほど、そうあらねばならぬ。ことばの上では非常によくわかるのですが、ことばの上だけで、いままでも通産省のおやりになったことで、実は公害防止に對して通産省がほんとうに真剣だと、こういうふううに国民から納得を得られるような点というのは私は比較的少なかったのではないかと、こう思ひますので、おっしゃることはわかるのですが、具体的に計画を国民に示してもらえない限りは、ただことばだけにすぎない。これはいつごろまでにそういう計画というものは出して国民に示していただくべきか、いまおっしゃつたようなことを具体的に。そうしたものを国民に出していただくかなければ、せっかく公害国会として国民が非常に期待しているのに、どうも国民が得るものは何にもなかった、何を大騒ぎしたんだということだけになるんじゃないですか。通産省の公害防止計画というものをばつきりと国民に私は提示される義務があると思ひますが、どうですか。

○政府委員(莊清君) 先ほどの御答弁とまた若干重複するかと思ひますけれども、公害対策基本法に基づきます各過密地帯ごとの具体的な長期的な公害防止基本計画というものは、通産省だけでなく、政府全体として地元の都道府県と十分御相談しながら、逐次つくつてまいると、こういうことになっておるわけでございします。すでに千葉、四日市等については、申し上げましたとおり、最近計画が打ち立てられたわけでございします。通産省といたしましては、そういう計画の中で、各企業に對しまして、今後は基準も一そう強

化されてくる、関係の都道府県のはうで排出基準の上乗せ等も行なわれるというわけでございますから、各企業に對しましては、やはり行政指導を十分行ないまして、いささかも基準に違反することのないように十分指導をするということが、これがまず公害防止に貢献する最も基礎的な通産省としての職責ではないか、かように考えておるわけでございます。また、地方への企業の分散の問題、特に御指摘がございましたので、先ほどもお答えしたわけでございますけれども、どういう企業を早急に地方に移転させる必要があるかということにつきましては、通産省では従来から中小企業庁等が中心になりまして、各都道府県等の御協力のもとにしばしば調査等も行ない、あるいは商工会議所等を通じて詳細企業につきましてそのような調査というものを行なつて、その基礎をもちまして、中小企業振興事業団でございまして、あるいは公害防止事業団等を通ずる財政資金による団地の先行造成というふうな問題を手がけてきたわけでございます。明年度におきましてもこの面の予算措置というものは相当努力をしておるつもりでございまして、今後はさらに一そうこういう方向については努力をいたしたい、こういうふうにお考えおるわけでございます。

○竹田四郎君 通産省の方、あとよろしゅうございますから、どうぞお引き取りいただいで結構でございます。

総務長官にお聞きいたしますけれども、今度の改正案を通じて公害に対する責任というものは企業が第一義的に負うべきだと、こういう趣旨が述べられております。特に公共的な公害防止事業の費用というものは主として企業が負うのだと、それに関連する事業については、なるほど他の県とかあるいは市町村が一部を負担するということがあり得る、こういうふうにお考えおるわけですが、今度のこの法律の中で、私的な公害による損害賠償というものは、これも同じように企業が負うべきだという原則、これには変わりがないと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) いま言われる法律は、公害防止事業費事業者負担法案のほうですか。

○竹田四郎君 そうです。

○国務大臣(山中貞則君) この場合の補償あるいは補償に至る前の疾病その他が公害によって原因づけられたもの等に対する措置は、ことし出発いたしました厚生省の公害にかかると医療の対策について、内容のよしあしあるいは条件等の問題等いろいろありますけれども、一応そのらの分野でまず処理いたしますし、紛争の中で直ちに法廷に持ち込む以前のもの、あるいは法廷に持ち込む以外のものは、これは中央、地方に設けられました、先国会で通過いたしました公害紛争処理法というものに基づいて、中央公害審査委員会あるいは地方にそれぞれ設けられる審査委員会等が窓口となつて、その場でそれぞれの当事者間のあっせん等につとめるといふことになっておまして、今回の事業は公共事業として事業を行なう際について企業の負担割合を定めたという基本法の第二十二条を受けて、その範囲のものを書いたつもりでございます。

○竹田四郎君 確かに、公共事業の負担についてはこの負担法の精神、これでやっていくわけですが、長官のお話の中にも出ていくわけですが、被害というものはたくさんあるわけですが、これが、あるいは公害病に認定された場合には公的な機関から補償を受ける、あるいは給付を受ける、こういうことになっておりますが、しかし、そこまでするというのはこれは実際問題たいへんなことで、たとえ今日においてもSO₂の大気における含有量といふと、P・Mと、慢性気管支炎あるいは肺気腫等の有症率といふものですか、こういうものは、疫学の立場から見ると、大体〇・三P・Mならば慢性気管支炎等の有症率といふものは三%だと、〇・五P・Mならば五%だと、大体疫学的にそういうふうな関係があるわけでありまして、したがって、その慢性気管支炎の患者が公害病に認定されるまではなかなかたいへんでございます。おそらく認定されない場合が多いだらうと思ひます。そういうことによつてさ

らに他の病気がこれに加わりまして、健康を非常に害するという例もあると思ひます。あるいは工場の近くにおきましては、トタン屋根が腐るだとか、あるいは畳とかじゅうたんがばい煙によつてその普通の、何といひますか、耐久期間よりも短くなるとか、こういうことが、私的な被害といふものが、非常にあると思ひます。そういう被害といふのは、原則的に企業がその損害を負担すべきだといふ考え方は、今度のこの十四法案あるいはいまお話がありました紛争処理、あるいは健康の障害に対する救済という趣旨の中に、全体に入つていふというふうに理解してよろしうございませう。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま言われましたような、健康と病気との間という表現は、ちよいちよい聞きますけれども、かような状態、あるいは健康でなくとも、生活環境を受けておる被害、それが自分自身の財産とか、生活の内容に被害を与えたりといふような問題が、やはり広範に存在することは間違いないと思ひます。これはもうやむを得ない理論的にいへば企業の責任であるという御主張は、企業があるからそういうことが起こるわけですが、当然の帰結点だと思ひますが、その点を法律で明確にするということになりますと、今回出している法律の中には、そのような問題は含んでおりません。でありますので、先ほど申し述べましたような既存の法律のものの範疇以外のものといふものでありますれば、紛争処理としては、これは何でも入るわけですが、ただ紛争処理法だけではこれは片づかないという問題において、やはりこれは憲法の定める何人も裁判を受ける権利を持つていふわけでありますから、その場におけるそれらの人々の被害者としての立場がいかに守られるかという法律の議論になるだらうと思ひます。そうするとやはり立証責任転換もしくは無過失賠償責任等の問題にまだ詰めるなければならぬ問題が残つておる。これはもう衆参両院のたび重なる委員会等において問題とされてきたところでありまして、今国会もそこに焦点の一つ

が議論としてなされてきたということで、その点はこれから私たち検討いたしますと、しかも精力的にいたしますというのを申し上げておるわけでございます。

○竹田四郎君 まあその無過失賠償あるいは立証責任の転換という問題が討議されてきたことは私も承知しておりますけれども、しかし、一般の公害による被害地の住民といふものは、むしろそういうところこそ不安が非常に多いわけですね。たとえば私の知っている工場地帯に住んでいて、たとえば鶴見に住んでおるとか、おかしな被害を受けたら、たとえば遠くの学校にやる、近頃の学校では学校もろとも被害を受けまして、遠くの学校へやる、こういう形で負担というものが負わざるを得ない。昔だったら夏休みに自分のうちに住んでいればそれでよかった。しかし、いまは夏休みにもそういう地域に一月も置くといふことはできないから、子供をどっかのいなかのほうへレクリエーション施設に預ける、こういうような被害といふものもこれはばかにならないうと思ひます。しかし、それがいまの形の法律のあり方です。しかし、それがいまの形の法律のあり方が大部分だらうと思ひます。因果関係にいたしましても、一つや二つの公害発生源があるところならば、ある程度わかるでしょう。しかし、その発生されるばい煙なり、あるいは有害物質と病気の関係あるいは損失の関係といふものは、必ずしも明確にはなかなかならないといふのが実態だらうと思ひます。しかし、そういうことで悩んでいふ人は非常にたくさんあると思ひます。こういう問題を解決しようといふところに、おそらく立証責任の転換なり、あるいは無過失賠償責任の問題にいたしたと思ひます。しかし、無過失賠償責任の問題にいたしたとしても、これは検討するといふことで、まあ長官はおそらく精力的に検討されているだらうと思ひます。しかし、そう簡単に、これがすぐそういうことになつて、そうした損害賠償が得られるというわけのものでもないように私は思ひわけ

です。一体、その間、こうした被害を受けている人たちはどう救われるのか。おそらく受忍の限界というものを私はオーバーしていると思います。そういうものに対しては一体政府はどういうふうにかういふ人たちに措置しようというのか。健康の問題でも同じであります。その中間の人たちというのは非常に困っているわけです。いまの法体系の中で、どういふふうにかうしたものを救済する道があるのかないのか、これは国民が一番聞きたいところだと思います。これは、法務省でも、長官でも、どちらでもけっこうでございます。ひとつ、その辺を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(山中貞則君) 病氣以前の状態で、健康でない公害を理由とする障害、こういうようなもの等の処理等については、現在の厚生省の法律をどこまでそれを適用することができるとかの検討が、やはり一そう必要であろうと思ひますが、先ほどの学校等の問題等については、今回の公害防止事業費事業者負担法案の定義の中で、「政令で定める事業」となっておりますのを、衆議院で「住宅の移転」等ということばが入りました。私ももとしましては、住宅移転という状態まで工場周辺の人々を追いつめ込むことは全く政策の行き詰まりを示すものとして、政令で書くことは考えておりましたけれども、法律に書くことは、そこまでは考えていなかったわけですが、しかしながら、それ以外に、学校等は、ただいま御指摘のように、まず弱い子供たちでございいますから、学校移転というのは現実にも例もございまして、そういう問題は書かなければいけないと考えて、政令では、学校移転、住宅移転あるいはオイルファン等の場合も水産物、動植物を守る等の意味においてあり得ますので、そういうことも書きたいと思っております。おたけでありますけれども、一応衆議院で住宅移転が書き込まれたわけでございます。これは、差し迫った問題としては、せめて学校移転というところを、出すならば私は先に出したかったのですが、法律でそのように直りましたので、先ほどの御説明がありましたとおりでございます。であ

りますので、政令の中で学校移転、オイルファン等を明確にして、欲せざるどころでありますけれども、そこまで来ている事実を認識するために、やはり政令にそのことを明確に定めて、学校移転の際も事業者負担をさせるということをはっきりと打ち出したいと考えている次第でございます。

○竹田四郎君 いま、何か、住宅移転も、修正があったからそこでできるだろうというふうなお話のように私は聞き取りました。私は、おそらくそういうことはできないだろうと思ひます。これは、一つの地域を全体として動かす、公共事業として動かすということの場合でしょう。たとえば、ここに、ある程度まあほんとうの意味でからだの頑健でないという一家があったとしますと、それがそういう公害を受けて、とてもだめなのだ、しかし、移るには金がない、しかたがなしに、子供だけやせいで少し遠くの学校にやつて、一日のうち四時間でも五時間でもきれいな空気を吸わせよう、こういうのは移せないでしょう。移せませんか、どうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) たとえば、数百軒あるうちで一軒、自分は移りたいと言われた場合に、この事業の対象になるかどうか、これらについては、ちょっといま即答をいたしかねます。もう少し検討したいと思ひますが、非常にむずかしいケースではなからうかと思っております。

○竹田四郎君 この会期中ぐらいにその結論を出していただけるんですか。私は、そういう人というのは、公害の汚染のひどい地域には、かなりあると思うのです。しかし、そう言つて、いまおっしゃられたように簡単に公害のない地域に移すということとは、その人の通勤関係もあるでしょうし、そういう関係で、私はそう簡単にはそういうことはできないだろうと思ひますけれども、先ほどの修正案で、そういうこと、できますか。

○国務大臣(山中貞則君) 修正案では、住宅の移転というのは、はっきり書いてありますから、住宅の移転は対象になるのですが、対象になる前提は公共事業ということでありまして、その一軒の

場合は、企業体とその被害者たる家族、家庭という問題になって、やはり私法上の争いということに、どうしても分けなければ、なるんじゃないか。国会で明らかにせよということでありまして、公共事業として一軒移転のために事業が行なわれるというケースは、ちょっと考えられない範囲のものであらうと思ひます。

○竹田四郎君 そこで、私は先ほど伺ったわけでありまして、実際にはそういうことで困っているという人は、汚染のひどい所ではたくさんあると思ひます。しかし、それじゃ、いま長官のおっしゃられたように、企業との話し合いでそれは解決するか、それは、特定な原因がはっきりしている、因果関係がはっきりしている場合にはできるわけですか。しかし、そういうところというのは大

体因果関係というものがばばやけているところが私は多からうと思ひます。たとえば、京浜地帯なんというのは、まさにばばやけている。一体どこが企業が一番そういう大気汚染をやっているのか、行つてまいりますと、なかなか因果関係というのはわからぬ。しかし、現実には人たちは困っているし、あるいは健康が浸されているのかも知れない。一番困っているのは私はそのところだろうと思ひます。あまりひどいところは公害病の認定ということでは、ある程度対策が立てられてはいる。それから、発生源が非常に少ないところでは、ある程度その因果関係というものは推定できるわけです。一番困っているところは私はそういうところだと思ひます。何か救済の方法を政府で明記してもらいたいというのが、そういうところの住民の考え方だと思ひます。それは、わかる方です。ところで、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 政令の内容でございますので、場合によっては事務局に頼むこともお許し願ひたいと思ひますが、最も困難な場合なんか考えますと、東京の柳町が鉛で騒がましたですね。そのときに、一体加害者は自動車会社なのか、それともその燃料を精製した石油会社なのか、一人一人の不特定多数のドライバーなのかと

いうことで、いわゆる負担をさせる相手方というものの特定がなかなか困難であるというケースは、そういうことも私もよくわかるわけでございます。柳町一角だけならば、これは、特定地域の、建設省で行なつております新しい改造とか、改造住宅みたいなものがあるいは考えられるかも知れませんが、あるいは道路の立体化、迂回路、いろいろなことができると思ひますけれども、しかし、基本的な考え方としての、どこで救済をするかという場合については、やはりこれは不特定であつて、加害者が特定されない、それは困難であるという場合において、それはやはり訴訟等になるのではないかと思ひます。あまり具体的な例ですと、私のところの対策本部の城戸首席に答弁をさせます。

○政府委員(城戸謙次君) 今度の事業者負担法におきます原因と、この具体的な事業を行なう必要になりましたこととの関係でございますが、これは、基本法三条に基づきます事業者の社会的責任というところを根拠にしまして、二十二条第一項の規定で課せられました特定の公法上の負担である、こういうことでございます。従来のような、たとえば民事上の損害賠償の請求の場合あるいは刑事事件の場合というふうな、きわめて厳密な意味での因果関係、これは求められていないわけでありまして、したがって、個々の原因者と、それから具体的な被害との関係、それによりまして必要となつた公共事業の因果関係、これを個別的に因果関係を立証するということは必要ないわけでございますが、やはり事業者全体が因果関係があるということが必要でございます。この点につきまして、この法律におきまして、事業者を特定いたします場合には、やはりその特定の地域に、地域でとらえらるるか、あるいは業種でとらえらるるか、そういうような具体的な客観的な事由によりまして原因者であるというところを確定する、こういたつて、そういうような意味で、事業者全体としても因果関係がはっきりしないという場合に

は、この費用負担の対象にはならない、こういうことになるわけでございます。

○竹田四郎君 私の質問に対してお答えいただきなかつたわけですが、それは、この法律におそらく関係はないと思います。先ほどもそれは公共事業だと、こういうふうに言ったわけなんです。実際、一番いま国民の中で公害で困っているのは、そういうところだろうと思うのです。それに対して一体どうするのか、これは政府としても考えてもらわなくちゃならぬ問題だろうと思う。法律の解釈にいたしましても、あるいは民法等の改正まで考えなくちゃならぬ点なのかもしれない。そういう点でどう考えますかということをお聞きしたい。それについてお答えをいただきたい。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまの点は、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、第二条第二項第五号の「政令で定めるもの」というのは、あくまでも公共事業としてやります場合の事業でございます。一軒だけを移転させるための公共事業ということは考えられないわけでございます。したがって、「類するもの」として拾っていくというところは私も考えておりません。

○竹田四郎君 何か非常に法律だけにこだわっている御答弁のような気がするのです。これは法務省関係の方、もしお見えになつてゐるならば、その点は今後一体公害救済という立場で、どう考えるか。

○説明員(味村治君) 現在、私法上の救済といたしましては、不法行為の規定があるわけでございます。御指摘のように、不法行為の規定は、これは加害行為と被害との間に因果関係が存在するということが必要なのでございます。そして、まあこの因果関係の存在ということ、これは無過失損害賠償責任を規定いたしました原動力に基づきます賠償措置法でございます。たゞ無過失賠償責任の規定を置いてあります。因果関係

が必要だということになつてゐるわけでございまして、これは私人間の損害の分担という見地から、このように定められてゐるわけでござい

す。御指摘のように、公害の特殊性、公害の困難の特殊性ということ、発生源が非常に多くて、そうして加害者が特定しがたいという点に非常な困難性があるというふうなことを考えてございす。私法上の、つまり私人間の法律関係を規定するものとしたしましては、そのように因果関係が認められない場合におきましては、なかなかこれを私人間の法律関係、私法上の問題として解決することは困難であらうかと存するわけでござい

す。○竹田四郎君 だから、これは厚生省のほうに聞きたいのですが、そういう健康と病気の境、そういうときには、厚生省としては、それはどういうふうな救済をすべきだと考えておられますか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 先生よく御承知のとおり、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が本院また衆議院で審議されました時点で、その点は相当な議論になつた場所でありま

す。そして、そのとき、結果的に、そのちやうど境にある健康状態である、また、病理学的にはつきり病気が明定できる、その中間にあるものを対象とするかしないかという議論がなされた結果、むしろ、もう病理学的にはつきり病気が明定できるもののみを救済の対象とするということと答弁をなされ、当時国会を通過いたしました。したがって、今日の時点として、いわゆる健康にかか

る被害者救済制度の法律を利用して、いま御指摘のようなケースに対処するということは私も困難だろつと思ひます。その当時、同時に審議をしておりました紛争処理制度のほうをむしろ活用すべきではないかという当時の考え方を政府として主張をされておりましたように私は記憶いたしてあります。現行において、やはりそういう方法をとつていく以外に対処の方法はないように考

えております。○竹田四郎君 同じようなことで、国民の大多数は、それによつて救済の道はない。私法上の問題として損害賠償の請求を起しても、先ほどお話があつたように、因果関係ということがなかなか確定できない。したがつて、損害賠償の責任は負わなくてもいい、こういうことになつてしまふの

じゃないかと思ひます。これは何らかの形で、たとえば無過失賠償責任というふうなものを入れたいのか、あるいは共同不法行為の考え方の中にそういうものを含めていくのか、そうした問題に私法上もはつきりしていかなければ、この問題が解決したように、受害者負担ということで自分を防衛していくか、それでなければ、かつての浦安の漁民のように、公害を発生してゐると思われ

た工場に、なぐり込んでいくか、そうした方法しか私はないかと。しかも、大体そういう工場の近くに住んでゐる方々というのは、所得の面から見ても決して高い所得の人では私はなからうと思ひます。どちらかと言へば、低い所得の人たちが多

かろうと思ひます。こうした人たちは一体どうした公害の被害からどう救済したらいいか、救済の道というものを私は政府として示すべきだと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) どうも、一軒、二軒の例をとられてゐるものですから、なかなか説明ができませんのですけれども、これもまた紛争処理法による審査委員会になじむか、なじまないかも、やはりこれは相手方が特定をされた場合、交渉が持たれるわけですから、それを、ただ、大気が汚染しているの自分分はもう東京都心に住むのはいやだ、したがつて多摩のほうに行きたいのだ

がという場合に、なかなか、そこらのところは、ごもつともですとは言えるのですけれども、それを公害防止として、あるいは公害のための被害を受けた人の救済として、法律上どこがカバーでき

るかと言つて、たいへんむずかしいケースだらうと思ひます。これは法務省の助太刀を求めます。

○説明員(味村治君) これは、先ほども申し上げましたとおり、たいへんむずかしい問題でござい

ます。先ほど共同不法行為として扱うというお話があつたわけでございますが、数人が共同いたし

まして一人の人に損害を加えるという場合には、その数人が連帯の責任を負うという規定になつて

おるわけでございす。ただ、その場合にも、やはり数人のそれぞれの行為というものとその被害との間に因果関係がある——非常にこまかい例を

申し上げますと、三つなら三つの企業があらまし

て、四十ずつ出したと、そして百二十で——ま

あ、かりに百で被害が発生したといたしますれば、三人で連帯で損害を賠償しなければならぬ

という規定はあるわけですが、その場合にも、やはりそれぞれの行為の間に因果関係は必要である

わけでございます。つまり、この被害は三つの企

業からこつた被害であるという、そういう因果

関係の存在が必要なのでございます。それから

さらに、先ほど無過失損害賠償というもののに

よつて救えないかというお話もございましたけれ

ども、これも、先ほど申しましたように、無過失

損害賠償におきましてはやはり因果関係は必要な

わけでございます。因果関係があつて、過失がな

いけど賠償しなからぬというのが無過失損害

賠償でございます。因果関係の存在は必要な

わけでございます。現在、私法上の規定

といたしましては、これはとにかく因果関係が証

明されるということが——その証明は、これはま

あ終局的には裁判になるわけでございすけど、

裁判の場合、厳格な証明が原則であります。し

けれども、裁判官が因果関係について確信を得た

状態が必要なのであります。もちろん、それに

つきましては、いろいろな状況を総合いたしまし

て、間接的な事実からそういう確信を得ること

もできるわけでございす。そういう確信も得

られない、はつきり言へば、通常の人たちから考

えて、なかなか因果関係があるということがは

つきり断定できないというふうな状況でございす

と、これはちやうと私人間の法律関係を規定する

私法上の問題といたしましては、なかなかむずかしいというように考えられるわけでございます。

○竹田四郎君 民法四百六十六條の規定で、こういうことをすればこういふ書がある——初めて工場をやった、近附の人から困るという陳情が来たとしますね。そういう場合には、ある特定でなくとも、幾つかの会社に対してそういう申し入れをした場合には、これは、そういうことをすればそういう被害が出てくるだろうというところは、少なくともある工場地帯においては、あらかじめ、そういう見通しといえますか、そういうことがあり得るという可能性、そういうものはわかるわけですね。そして、確かにそういうことで相手の健康を害する、それも、公害認定病に認定される以前、それには達しないところの病気になる、あるいは先ほどの生活環境においても、そういう形での被害は受ける、こういうことが明らかに私はそうした会社が個人の生活の上の権利を侵害しているということになると思ふんです。その四百六十六條あたりで救済するという道はございませんか。

○説明員(味村治君) 先ほどから申し上げておりますように、因果関係が証明ができませんれば、これはまあ不法行為として救済ができるわけでございます。ただいま御指摘の民法四百六十六條は、これは債務不履行の条文でございます。債務不履行という場合は被害者と加害者の間で事前に契約があることが必要なのでございまして、一般的に申し上げますれば、こういう公害の場合には、債務者と被害者、つまり企業と被害者との間には契約はございせんので、通常の場合はこれは不法行為の規定になるわけでございます。先生の御指摘のように、因果関係が存在するかしないか、そこがまあ非常にデリケートな問題であらうかと思ふのでございまして、因果関係があるんじゃないか、ごく、大乗の觀察をすれば、あるいは因果関係があるかもしれないということが言えるのでございまして、因果関係があるかないかということが

はつきりしないケースもあるわけでございます。まあ、きめ手は、やっぱり因果関係があるということに帰着するかと思ふわけでございます。

○竹田四郎君 公法的なものについては、若干、法の精神はできてきたというふうに申し上げてもよからうと思ひますが、そういう私法的な面では、救済の道は、いままでの御説明だと、全然ないということになるわけですね。しかし、国民というのには一番この層が多いと思ふんです。公害防止を願う人たちは、やはり私はこの層に一番多いと思ふんです。これに対して何らかの政府が手を打たない限りには、私はどうにもしようがないと思ふ。そして、先ほどからお聞きしているように、それではこういう公害というものは一体いつになつたかなくなるだろうか、それまでわれわれは一体どうするか、こういう疑問というものが、率直に言つて、いまの国民の公害国会に対する私は期待だらうと思ふ。それに対して何ら答が出ないということになりますと、この公害国会で大騒ぎをして何をやったのだ、産業との調和という条項というものを抜いたけれども、それは一体ほんとうに抜いたのか、文章上で抜いただけなのか、こうした問題は、これは国民から当然提起される。公害国会をやつて一体国民はどれだけの利益をこれによつて得たかといふことは、若干制限がきびしくなつた程度のものである、これだけはどうしてもしていただきたいという国民の願いというものは結局しり抜けになつた、何だか私は、そういう意味で、ただ単なる公法上の問題だけに限らず、公害については私法上においても法改正をしていく当面の急務があるのではないかと、いふに思ひますけれども、長官、いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 何か具体的な名案があつたら教えてもらいたいのですが、一件の場合を例にとると、なかなか説明しにくいのでございしますが、われわれの姿勢としては、やはり公害というもののに対して弱い立場の住民たる国民を守るということに徹しておることは間違ひございませんが、いまのケースについてはたいへんむずかしい問題で、いわゆる相手方がだれであつても、たとえば国を相手どつて、国がそういう——われわれ個人個人が希望する場合、あるいは追い詰められて逃げ出そうという場合も何の手も打てない、このことは国が国民を守る立場において怠慢であるのだというように訴え等が起せるかどうか、こういう問題もあると思ひますが、どうも私もそういう専門家でございせんので、そのケースについて、気持ちばかりわかりますけれども、具体的にどのようにするかによろしいのかについて、は、いまのところ、即答いたしかねるということでございます。

○竹田四郎君 私、わかればここで具体的に提案しようと思ふんですが、これは法律の構成のたいへんむずかしい点であらうと思ふ。ですから、私は、こういう私的な公害の關係といふことについて政府としても何か検討機関といふものをつくつて、救済方法といふものを考えてもらわなければいかぬだらう、こう思ふんですが、そういうものは検討に値しないとおっしゃるのか、なるべく早くそういう方針をひとつ考へて、何かそういう検討の研究機関をつくらうという考へなのか、その辺もまだお答えができませんか、その辺、ひとつはつきりしていただきたい。

○國務大臣(山中貞則君) 一件のケースの場合においては比較的議論をしておりますけれども、私は、実はその議論は、むしろ議論とは受け取つていないわけなんです。というのは、NHKでございまして、ほかのテレビでしたか、テレビ局に呼ばれて私出ましたときに、川崎の現場と結んだ番組がございました。そのときに、主婦の方が、もういいんです、私たちは長年住みなれた所だけれどもほかの場所に移りたいのだ、せめて政府のほうで、移るときに、そのときには資金を貸してくれという話だった、これはできることなんですけれども、とにかく移りたいという声でありました。これは、私にとつて、やはり政治というものは……人間は住んでおるところに愛着がある。しかも、長年住めば住むほど自分の住んでおる土地、家というもののについては、みんなが愛着を持っております。それが、その愛着を断つて、いからとにかく自分はやさへ行くというううなことは、自分政治の敗北だと思つて、そのとき感じたことがあるのです。ですから、何とかそういうものに明快なお答えができる道はないものかと、私いまでも思つてまいりましたから、これは審議会その他をそのためにつくらなくとも、私のところに中央公害審議会もあるわけでございますが、それに至る前の、具体的に、ただいま御指摘のありまふような、行政法規上あるいは私法上の純粋の法理論として、どのようなことが實際考へられるかといふことについては、公害対策本部のメンバーも優秀なメンバーがそろつておりますので、その問題についても、もう少し検討させていただきます。

○委員長(占部秀男君) これで午前の會議を終ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(占部秀男君) 速記を起していただきます。

午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時十六分開會

〔理事杉原一雄君委員長に着く〕

○理事(杉原一男君) ただいまから公害対策特別委員會を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○竹田四郎君 きょうの私に与えられた時間がありまして、まだかなり基本的な問題についてお尋ねをしたいと思ひますが、これはひとつ、あとに譲らしていただきまして、建設省の方がかたいへんお急ぎだということですから、そのほうからひとつ入つていきたいと思ひます。

交通騒音あるいは自動車による排気ガスの問題がたいへん問題になつておるわけでありまして、

実際にはいろいろな道路をつくる場合も、こうした問題が解決されないとどこにいろいろな問題があるだろうと思うのですが、実際、大きな道路ができ、その道路に面した住宅というものはまことにこれは迷惑であるわけですが、こういう道路の交通騒音というものは、もちろん車両自体の騒音や排出するガスの規制をきびしくしていくということとはもちろんであります。おそくはそれでも私は道路の沿線の騒音、排気というようなのは生活環境として適当なものに押えられるかどうかかということは、これは非常に疑問であります。私、

建設省の方が良いでしょうか。

す。最近、道路を新しくつくるという場合に、特に住宅地を通る場合大きな社会問題になっております。全国の各地でかなりのこれに対する反対の運動等もございます。したがって、われわれは道路構造上いかにして、騒音が少なく、排気ガスが少ないような構造がとれないかどうかということが真実に検討しておるわけでございますが、その一つの方策としてただいま先生御指摘のございましたグリーンベルトの方策というものも十分に今後取り入れて道路の建設に当たりたいと考えておる次第でございます。

○竹田四郎君　まあ私はこれはずひ、少なくとも道路幅ぐらゐのものはグリーンベルトを両脇にとるといふようなことをやっていただきたいと思つたのですが、もしそういうことをやるとしたならばどうなんですか、国の負担関係は。そういうものに対して、建設省はグリーンベルトをつくる費用についても公共事業として今後出してくれますかどうか。それから具体的に、いまおっしゃつたんですけれども、このグリーンベルトをつくつていくというのは、もう具体的に来年度の予算あたりからそういうものを大幅に取り入れる意思があるのかどうか、その二点。

○政府委員（高橋國一郎君） 騒音の規制につきましては今国会でも提案されておりますし、なお厚生省といたしましては基準を省令で定めることになっております。現在のところは基準がございませんので、住宅街では何ホン以下とか、ある場合には商業地区には何ホンという規定がございませう。したがって、それに伴う道路構造を現在るところまで完全に確立しておりません。こういうふうな基準がきまりますれば、それに従つてこの基準の範囲内のような道路構造を考えたいというふうに考えております。

なお、つけ加えて申しますというと、グリーンベルトだけではなかなかむずかしいのじゃないかと私たちは思っております。これは簡単なわれわれの調査でございますという、単に緑地を取っただけでは、百メートル離れましてもわずかに十

ホーンぐらいいしか減らぬというふうに聞いておりますので、おそらくその間に遮音的な植樹——木を植えたり、その他の施設も考えなければならぬと思います。そういうふうなこともあわせ検討中でございます。なお、これらにつきましては、厚生省令のきまった段階において、それに従った基準を今後つくっていく必要があると思いますが、グリーンベルトはその一つの方策にすぎないと考えております。たとえば、両側をカットいたしまして——掘り割り方式とわれわれは申しておりますが、掘り割り方式を行ないますと騒音が相当防止されるのであります。つまり、路面よりも道路が下になりますので、騒音がかなり防止されることがわかっておりますので、そういう方法等もございまして、場所によりましては高架によつて通過することができるともあります。そういうものを含めまして、いまのグリーンベルトの方式につきましても今後十分一つの方向として検討を加えていくつもりでございます。

○竹田四郎君　ちよつと私の言い方が悪かったのかもしれませんけれども、ただ単に芝生を植えたなぐらいじやいかぬ。いま私はそのグリーンスクリーンという考え方を申し上げたわけであります。その点ひとつ誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

もう一つ、一番困る問題は、道路計画と住宅との関係だろうと思います。その一つの問題というのは、これは私の住んでる地域にもいろいろ問題があります。たとえば茅ヶ崎の浜見平団地、これはかなり大きな団地であります。その団地のまんな中に自動車がかんり通るような道路をつくっていくというようなことは私どもはたいへん非常識だと思ふんですね。それから相武台——これは神奈川県がつくっておまして、相武台団地のまんなにやつぱり道路をつくる、相武台のはうは若干掘り割るようでございますが、いすれにしても、そういう生活の場というものに、そういう自動車道路の大きなものを入れるということが私はたいへん問題だらうと思ふんです。どうしてこういうや

うな計画というものをもう少し調整しないのか。道路のほうに言わせれば、あれは前からの計画道路だということでもあります。そういう計画道路を知って、それじゃ公園はその団地をつくったのか。こういう点の調整が一体できないのかどうか。

それからもう一つ、建築の構造について私はお聞きしたいのですが、道路に面してつくる建物の壁面というようなものは、私はかなり問題があると思うんです。私もそういう経験をしているわけでありますが、道路の騒音がその建物の壁面にぶつかりまして、それが騒音地域をむしろさらに広くする、こういうことも私はやはり改善しなければいかぬと思います。たとえば道路に面した面は吸音的な構造にしなければいかぬとか、こういうようなことは一体できないものなのか。私はできるんじゃないかと思いますが、この二点についてお伺いします。

○説明員(朝日邦夫君)　ただいまの先生のお尋ねの点でございますが、多少お答えをいたしますのに私の所掌をはずれている点もあるかと思ひますけれども、私どもが関係いたしましたしております、たとえば日本住宅公団が団地を造成いたしました場合には、主としていわゆる大規模な団地といひますものは、それぞれ新住宅市街地開発法であるとか、あるいは公団の行なひます区画整理事業であるとか、そういったいわば都市計画事業として当初から計画をして造成にかかり、住宅を建設いたしましたおるわけでございます。したがひまして、その最初の計画決定の段階におきまして、やはりその地域の土地の利用あるいは交通施設等の都市計画、こういったものを先生も御存じのとおり、地元の県なり市町村と十分協議をいたしまして着工いたすのが例でございます。したがひまして、そうします場合にはある程度通過交通と申しますか、団地が大規模になればなるほど、たとえば駅への通勤のための道路が必要である、それがその団地と駅の間だけでなくて、当然通過する道路が必要であるというふうな場合が団地の建設上も非常に必要

要がある場合が多いわけでございます。ただ、そういったした場合にも、計画上、もし明らかに通過交通を主としているものでございませうれば、極力これは団地の外回りを通るようにできる限り計画をいたすようにいたしております。しかし、これも団地が大規模になりまして外を回るということが非常に不経済というふうな場合には、やむを得ず団地の中央を通る、また団地自身にとりましても外を回るとはまん中を通ったほうが交通上は便利だという場合も、居住者自身にとっても便利の場合があるわけでありまして、そういったやむを得ざる場合には、ただいま先生がお話しのように、住宅の建設にあたりましては極力そういう大きな道路から住宅そのものを離す、必ずしも中にグリーンベルトをつくるとかいうところまでた

ないでできるものであれば当然検討される余地がある、そういった意味におきましては、御趣旨の点も十分検討の余地があると考えますので、そういった面のいわば設計と申しますか、という方面を担当いたします向きにも十分御意見を伝えたいと考えております。

だいまのところまいっておりませんけれども、極力騒音を避ける意味で住宅を離すという措置は建設の計画上としておりますし、さらに住宅の建て方につきましても、あらかじめ道を道路が通るという場合には、たとえば南北を道路が通っておりま

うもこういふところにもほんとうに公害防止のために積極的な金を出す、積極的に変えていくという姿勢が私はちょっと足りないように思うのです。もう少しその辺を真剣に建設省でもひとつ考えていただきたい、こういうふうに思います。建設省の方、御苦勞さまでした。

極力、居室の窓が道路に並ぶと、そういうような方法でなくて住宅を建設する、もちろんこの場合には南北の日照等の関係もございしますから、必ずしも直角にするというわけにはまいらぬ面があるよう

も、学校の近くに道路ができる、あるいは学校の近くに鉄道が通る、こういうことで、その騒音によって授業が妨げられているという例は非常に多いわけですね。私が経験した点でも、新幹線が通る、これは新幹線が通ってもこうした防音壁をつくる、こういうロングレールを使う、レールとま

も直角にするというわけにはまいらぬ面があるようございしますが、そういった場合におきましても極力騒音を避けるような建て方を、住宅の配置そのものをそういうふうにしたすということ

く、この間に木と木の間にはこういうゴムパットを入れる、そういう条件をつくったにもかかわらず、一年足らずの間にその学校はその騒音のために引越さざるを得なくなった、こういう例が非常にあるわけですね。あるいは文部省のほうであまり予算をくれないせいとかどうかかわりませんけれども、二重窓にするのはいいけれども、木造で二重窓にして

の後の状況によりまして、非常に騒音が激しい、あるいはどうしても土地の利用上そういった余裕がとれないというような場合におきましては、遮音性の高いサッシを使うというふうな措置も講じておる例がございします。ただいま御提案の壁面を

けです。あるいは文部省のほうであまり予算をくれないせいとかどうかかわりませんけれども、二重窓にするのはいいけれども、木造で二重窓にして

吸音の壁面にするということも、私、技術的にしかとわがまえなければ、伺いました限りでは、これが工事費の額との関係もございしますと思

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

部省関係におきまして、学校公害防止工事予算補助というので、これは法律的な根拠ではございせんが、予算補助といたしましてこれに對しまして四十三年度以来補助を行なっております。ただこれは公立学校の場合、お話の場合も公立学校のように思いますが、設置者でありますところの公共団体がその計画を立てまして文部省に申請をするという形になりますので、その計画を受けまして検討いたしましたして、前向きに検討したいと思

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

か、結局は六月、七月ごろの日になり、あるいは九月という時期になれば、二重窓をつくっても実際窓をあけちゃう、あけざるを得ない、換気装置だけで済む。私はこういうものについては、公害という立場から当然冷房ができるようなものをつくる、そうして冷房のための費用というものを私は国で見ると、こういうふうなふうに思いますけれども、そういう学校の騒音によって悩まされているところ、そういうところについて、それはまだ危険度は規定に達していないかもしれない。そういうところの教育環境の整備をするというために、私は文部省としてはそういった学校に対しては当然建てかえの費用なり、いま申し上げましたような二重窓にするなりによって避けられるならば、それに対して冷房の施設あるいはその運営費まで含めて私は措置をすべきである、こういうふう

の処理というものは非常に問題だと、こういうふうに出ておられますが、これはあるいは厚生省あたりでも御研究になったかと思いますが、国民の一人がせめてこれをひとつ検討してくれという要請がありまして、ひとつ申し上げたいと思っておりますが、この人の考え方では、工場、家庭から出るいろいろな廃棄物のうち、プラスチックはこれを粉にし、そしてその他燃えるものはこれは燃料用に使え、そしてガラスとかあるいはせともの、金属のくず、こうしたものもある程度これを粉砕し、粉にはしないのです、ある程度小さくいたしまして、そしてこうしてそれを石とか砂とか一緒にがらを混ぜまして、そしてこれは四百度の温度にしろというふうに出ておられますが、まあ簡単に言えばなべで煮るような形でやると、まあ四百度ぐらいのときにプラスチックのくずを粉砕したものをそれと混ぜて、こういうことによつてかなりかたいものができるわけなんです。これがある一つの型に入れます、そしてたとえ海に埋め立てにこれを使ふ、あるいは場合によつて型のつくり方によつては魚礁等にも使えるだろう、あるいは道路の舗装等にもかなり使えるだろう、こういうふうな意見が出されて、ぜひこれは一回検討してみてくれ、そうすればそういう形でいわゆるプラスチック亡国といままで叫ばれた問題がある程度解決する可能性はあるではないか、こういうことであります、もし御検討しているというなら、こうでございしますが、こういう方法というものはいいの、悪いのか、検討されたことがあるかどうか。現物を持ってきておられますからひとつごらんをいただいて、いいの、悪いのかひとつ御検討いただきた、こういうふうな思ふわけです。御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 直接いま先生のお話のように、要するに合成樹脂製品をクラッシュしてその他の製品あるいは石、土のようなものとミキシングし、それをプレスをかけて固めるという、そのような形そのものの直接のものは、私ども

もはいままで研究してまいった過程にはないと思ひます。いま御示唆になりましたような方法も、私は合成樹脂製品を始末していく上での非常に一つの方法だと思ひますし、その意味では現在いわゆる産業廃棄物の処理に関する法律を本院の社会労働委員会において御審議を願つておるわけでありまして、こうした一連の施策の中の一つの題材として研究の価値のあるものではないかと思ひます。ただ、いまお話を伺つておりました中で、一、二、これはしろうとでありますからあるいは誤りがあるかもしれませんが、ただ四百度ぐらいに加熱をするというお話がございました。合成樹脂製品、いま家庭用に使われておるものは主として電気製品が多いように思ひますけれども、びんのような形に成形されておるものの中には非常に可塑性に富む材質としてスチロール系の樹脂が多いように聞いております。スチロール系の樹脂でありますと四百度ぐらいでは実は溶融点に達する。ところがこのプラスチックの処理で一番私どもにとつて頭痛いのは、結局燃焼させる場合あるいは溶融させる場合、それ自体では有毒ガスを排出するわけでありまして、それだけに四百度という温度を加えた時点においてそのガス処理をいかにするか等、これは技術的に私どももむしろもう少しこまかく伺いたい面もございします。今後の一つの方向づけとして、もし先生のほうからその方を御紹介願えるなら専門家にむしろお引き合わせをし、そのお考え等もお聞かせいただくことも一つの方法かと思ひます。

○竹田四郎君 時間がありませんで、これでひとつ、材料ここにありますから、ひとつ御検討をいただきたと思ひます。

私の時間これで切れましたので、ほかから来られた方非常に恐縮なんですけれども、その点ひとつお許しただきたと思ひます。

○川上為治君 この国会に出されました公害関係の法律案は、一歩も二歩も前進しているという意味におきまして私はその成立を望んでやまないものであります。しかし、法案を成立せしめただけでは何にもなりません。これを動かす行政機構の問題にもまた重要さがあるものであります。公害に関する国家公務員は現在幾らぐらいますか。また地方公務員は幾らぐらいますか。担当官でいいですか。答えてもらいたい。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまの数字でございますが、手元に正確な数字がございません。国家公務員の関係、たとえば厚生省では実際的には約五十人ぐらひ公害関係に従事しております。各省それぞれに定員で定められたもの、あるいは関係各局からの応援、いろいろあるかと思ひますので、その辺を調べました上でまた御報告申し上げます。

また、試験研究機関につきましても実際はかの分野と相かねながらやつておる人が多いのでありますから、なかなかこれは計算が難しいわけでございます。この点若干の推定を含めながら後ほど御説明申し上げたいと思ひます。

地方公共団体は大体市町村合わせまして三千二百人程度でございます。

○川上為治君 これでは少ないと思ひます。これを拡大しなければなりません。そこで公害省あるいは環境保全省のごときものをつくつて、そして行政機構を強化する必要があると思ひます。私は中小企業の問題を専門的に勉強しております。中小企業の問題はなかなか簡単にいきません。しかし、中小企業はわが国の人口一億三千万人のうち四千万人以上を占めております。これは従業員あるいは家族、経営者等を含めまして全部一切がっさいを含めまして四千万以上を占めております。貿易におきましては四二、三%を占めておるものであります。しかし、一般予算につきましては九兆億の中になつた四百五十億、財政投融資につきましては三兆何千億の中で八千億を占めております。私は中小企業省をすみやかにつくつて、朝から晩まで中小企業の問題のみをやつて、国務大臣をつくる必要が絶対にあると考えて、機会あるごとに世間に訴えておるのであります。これは中小企業が、一向に成功を見ておりません。これは中小企

業省をつくるのならば通産省がまず反対します。従来の通産行政の縦の行政を乱すといつております。しかし、中小企業者の数は農林省関係の物資が約四〇%、通産省関係の物資が約五〇%、その他が約一〇%程度であります。通産省に中小企業庁があつて、そして農林物資までもやつております。そこにトラブルというものは何らありません。また行政管理局が反対します。反対の理由をいたしましては省が多いということでありまして、私は、この反対に對しましては、むしろ北海道開発庁とか、あるいは行政管理局とか、こういうものをつぶして、中小企業省あるいは公害省のごときをつくる必要があると思ひますが、公害省をつくる考えに對しましては、どういふふうにお考えでありますか。

○国務大臣(山中貞則君) スエーデンの環境保護庁、イギリスの環境省、最も新しいものとして、アメリカの環境保護局、各国それぞれに、その国の公害あるいは環境汚染問題に対する姿勢を行政の分野でも明らかにし始めておりますこと、われわれの承知しておるところであります。私たちの日本の組織の中では、七月の末に総理から公害対策本部の発足を命ぜられて、私がその担当大臣として、あるいは本部の副本部長としての出発をして、まだ四月末満の浅い経験しか持つておりません。したがって、現在は、各省のエキスパートを集めまして、わずかな手勢でございますが、各省それぞれのプロパーの法律を調整、配分、案分等をやりながらまいつたわけでございします。その成果として、今国会に十数本の法律をお願いしておるわけでございしますが、さらに国会が終わりますと、今度は、やはり各省ばらばらの予算要求という形を本部で統括して、その見解等も大蔵に述べておられますので、これらの予算が全体として対策本部から見てもバランスの保持されたものにするか、あるいはそれが日本の公害に対する姿勢として具体的な裏づけとしての財政措置として正しいかどうか、これらについての緊急な当面の課題がいま控えておるわけでござ

ざいます。でありますので、現在のところは、総理も言っておられますように、いまの対策本部の機能、機構というものを十分に生かして緊急対処していただいたい。しかしながら、長期的展望に立つては、総理も、年頭において、すなわち、野党諸君からもいろいろと環境保護庁等の、省等の、専任大臣も含めた要望等がございました。これらは十分検討したい、いましてここで明言できかねる、というような話をしておられたわけでありまして、これは私自身はどうであるかという御質問でございまして、それから申し上げますけれども、私は、いま与られた任務に最も忠実にして、かつ最高の能力を発揮するために全力を傾けておりますから、私どもの手に負えませんということをおっしゃれば、これはいわれるめめしいことでありまして、私自身は、いまの機能の中で十分に国家の要請、国民の要請にこたえていく努力を発揮するべきであると考えております。しかし、短い間でございまして、自分の得た体験から考えますに、やはり、先ほど来、午前中から申し上げておりましたように、国際的な問題としても、私たちは、国連もしくはOECD、あるいは日本とアメリカとの会談等を持ってみまして、私たちの国が環境を守るためにどのような前進を開始すべきかについては、考えさせられる点がありました。そうして、これからは、たとえデータバンク等をつくりましても、研究機関は、なお実務者として試験管を握って結論を出し、分析をしていく人たちは、各省はばらばらの試験研究機関に所属しており、ましてや、行政機構というものは、各省それぞれの役所の中においてその部門を担当しておる姿は変わらないわけでございますから、このままでは日本がいつていいかどうかという問題は、大いなる問題のあるところであらうという、体験から割り出した考えは持っております。でありますから、やはり国際的な立場においても、日本が環境保護庁もしくは環境省というふうなものを持って、そうして日本の、みずからの国を処し、そして先ほど申しました全地球的な義務にこたえ得る姿勢という

ものを持つためには、そこまできさざるを得ないのではないかと。しかし、これは、事行政機構の抜本的な再編成の問題であり、またさらには、大臣増員等の議論も起りかねない問題でもございまして、これらは、やはり国の政治のあるべき姿の全体から見て、そして公害に対する政府の姿勢を行政機構の上でどう取り組むべきかという問題で、大所的な判断がなされなければならぬと思っております。したがって、総理には、御判断をいただいたための材料は私のほうで全部提供いたしてございまして、日本の政治の責任者としての総理、内閣の責任者としての総理大臣が、次の国会にでも考えるところの結論が見出せましたら、国会議員各位の御同意を得るための措置をとるべきであり、より慎重に考えたいと思うならば、来年度の予算等においてどのような方向をたどるかについての予算的措置が講ぜられると考えておりますが、いずれにしても、いまのままでいいというわけにはまいらぬだろうという気がいたしております。

○川上為治君 この次の通常国会におきましても、鋭意そういう問題を研究されて、そして公害省または環境保全省をつくってもらいたいと思っております。

次に、公害研究センターというのをつくるやに聞いておりますが、これは何か所くらい、またはいかなる構想でつくるのでありますか。

○国務大臣(山中貞則君) いままで問答いたしてまいりました公害研究センターというものは、これは国立公害研究所ということでございまして、一つだということですが、いわゆる国の中央に一つ、ただし、これは現在科学技術庁がその方面の主として総合調整に当たっておりますし、科学技術情報センター等も附属的な機関として持っております。あるいはまた、人の健康その他の問題からいえば、厚生省の公衆衛生院とか試験所というものも、一番権威のあるものでございましょう。あるいは産業等の分野からすれば、通産省の試験所が最も権威のあるものでございましょう。しかし

ながら、これらがお互いに有機的なつながりを持っていない。データの交換なり研究成果等がお互いに政府の中において交流し合っていない。ましてや、民間に公表されたり民間のデータ等が国に集められていないという欠点等も内蔵しておることは事実でございまして、私も関係関係協力会議では、公害データバンクというものはきめておりますが、さらに一歩前進をして、各省の間、機構、予算等のみで一カ所にたばねてやる場合には、これを国立公害研究所と言わざるを得ないだろう、しかしながら、これもまたたいへんむずかしい問題でございまして、どこまでを持つてこれのかという問題になりますと、先ほどの環境省等の構想等一つを考えてみると、建設省の下水道は、明らかにこれは公害防止のための最も基礎的な条件であります。しかし、公共事業の中で建設省から、環境省ができるからといって、下水道が、直ちに人間、機構あるいは予算ともに全部引き抜けるかという、その限界が非常にむずかしい点がございます。でありますので、私も、国立公害研究所をつくるべきであらうが、しかし、つくるに結論を得るについては、まだ、なおかつ総理の手下にもデータは一応出してありますけれども、私自身の総理に対する進言の材料としての判断も固まっておらないということですが、さしあたりは、公害データバンクというものを来年度予算で実現をしてみたいと思っておりますけれども、これ、しかし、研究所をつくるべきだという総理の意向が最終的に固まれば、これは予算編成の過程においても実現可能なこととさせていただきます。

○川上為治君 いまの問題も、いろいろ研究され、すみやかにこれを出してもらいたいと思っております。

それから、公害監視員とか、そういうものを配置するというようなことを聞いておりますが、これはどういう構想ですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、私も対策本部で預かりまして、研究しておるところであります。このいきさつは、公害罪を審議する衆議院の法務委員会において、小林法務大臣が、法律をつくったあと、この法律の適切な運用のために公害監視員の名ものがどこかに置かれるべきではないかという意向を表明されたことを、閣議においてその必要ありと認めて、その際、労働省は、現在の労働基準監督署というものに置かれてある監督官というものの権限を拡充運用すればよろしいのではないかと、意見があり、あるいはまた、厚生省のほうでは、食品衛生監視員等の角度からのほうがむしろ必要なのだ、公害は単に工場内の労働者の安全問題とは違うというふうな反論等がいろいろ出始めましたので、これではいかぬというので、実行する方向については、これを国家公務員として置くか、あるいは都道府県のそれぞれの公害対策室あたりに専門の公害Gメン的なものを置くか、あるいは保健所等の構想の中にそれらのものを取り入れた監視員の名ものを常時パトロールできるように人を置くか、これらについては、来年度予算の編成も一応の態勢としては間近に迫っておりますので、私たちの公害対策本部で、これらの各省の意見をまとめつつあるところでございます。

○川上為治君 これまた非常に重大な問題であります。でありますから、今度の通常国会に、ぜひともこういうものを実現してもらいたいというところを要望しておきます。また、この公害監視員は、立ち入り検査ができないという、何にもありません。そういう点も含めて、これを御一考願います。

その次は、何よりも国民の健康を守り、生活環境を保全することが大事でありますけれども、経済の発展もまた大事なことでもあります。公害対策を極端にまで進めようという、許可制あるいは認可制、登録制をやっていくかなければならぬが、これがあんまり行き過ぎますという、いろいろな問題に支障が生ずるのであります。一つは憲

次に、中小企業の問題であります。公害防止事業費事業者負担法案によりますというところ、第十六条に、「この法律に基づく中小企業者の費用負担に關しては、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」、ここに書いてありますが、この中で、「適切な配慮をする」というのは、どういうことでありますか。また、「税制上及び金融上必要な措置を講ずる」というのは、具体的にはどういうことでありますか。それをお伺いいたします。

○國務大臣(山中貞則君) 御承知のように、公害対策基本法の中に、二十四条で中小企業への配慮がうたわれておりますが、この法律は二十二条を受けてつくる法律でありますので、当然、基本法の二十四条の精神は流れてつくられた法律であると思えるのでありますけれども、しかし、これには現実には負担する金額等を定める法律でございまして、中小企業についてはこの公害防止事業費事業者負担法の中でも特別に掲示して定める必要があると考えたわけであります。そこで、この十

延べ費用等の対象にしかありませんけれども、これを中小企業の場合には一時償却というようなものにしてしまつたらどうかというようなことで、現実にそれらの公害に関連する企業であつたばかりに、中小企業がこの負担に定められた瞬間、自分たちはもう営業放棄だというようなことにならないよう、営業も続けられるような配慮をここででき得る限りやつておるつもりでございます。

○川上為治君　そうしますというと、たとへば、公害に関する施設をつくる場合においては、金融機関——政府の金融機関です。その政府の金融機関は、いつでも、幾らでも貸し付けるといふこと

○國務大臣(山中貞則君) 融資のことはいま触れられなかつたための御質問だと思ふのですが、これははなから現在の開銀は大手が多いといつても、開銀、それから現在の開発業団あるいは中小企業金融公庫等々、他の金がございますし、高度化資金等の対象等もあり得るわけでございますが、来年度の予算の感触としては、これを、今日までの感触の金額のワタなり、あるいは貸し付け条件等をもう一ぺん洗い直してみて、金利等についても、たとえば事

○国務大臣(山中貞則君) 公害防止事業団の融資については、これはワクは要らないと思うんです。総ワクの中の配分をすればよろしいんです。が、その他については、特利特ワク、特定条件というものがやはり要るかもしれません。これらは編成上のテクニクの問題でもあり、あるいは場合によっては、やはりその姿勢を示すための一つの型でもございますから、明確にするために、そういうことが必要になるかもしれません。現時点です。

においては、そこまで大蔵との間に、すべての関係金融機関において特定の公害防止事業のための融資ワクを別に設定するといふところの議論は詰まっております。

○川上為治君 それから、本年度の公害に対する、関係する予算は幾らですか。あらゆるものを考へて、どれくらい予算がついておりますか。

○政府委員(城戸謙次君) 本年度の予算でございしますが、公害対策費が六百七十一億、公害関連が九十三億、合わせて七百六十四億。それから財政

投融資の關係が合計千九百九十六億でございます。
○川上為治君 来年度の国の予算の要求は幾らですか。これには脱税装置の予算もついておりますか。

○政府委員(城戸謙次君) ただいま申し上げましたところに、それに相応するわけですが、公害対策費は千六十九億、公害関係が百三億、それから財政投融資の關係が二千三百九十六億でございます。脱税装置の關係につきましては、この中には含んでおりません。

○川上為治君 来年度の予算も、また財政投融資も、今年じゅうにきまると思うのであります。これでできる限りの多くのものをつとていただきたというところをつけ加えておきます。私は、公害の問題は非常に重大な問題であると思ひますので、何よりも公害の問題につきまして、予算とかあるいは行政機構の問題とか、そういうことを一次的に考えてもらうようにお願い申し上げます。

○国務大臣(山中貞則君) 私ども、そういうつもりで、本来は対策本部はそういう実務というものをやらないうて、まあでございますけれども、この際、閣議の了承も得ましたので、私としては、そのような実務、いわゆる予算編成等についても、国の姿勢を示す問題でございますから、これを対策本部がバックアップしていく、あるいは対策本部が整理していくということについて了承を得ております。

○小平芳平君 私は、基本法、それから基本法に關連する水質、大気汚染等について御質問する予定であります。その前に、山中長官が非常にお熱意をもって公害対策に取り組んでおられることを重々私も感じますが、一体、地方の実情はどういうふうなことが行なわれているかという点について、ひとつ、福島県磐梯町のことについて申し上げます。そして厚生省に御質問をしたいわけですね。

福島県磐梯町には、私たちが東北公害総点検として九月五日に参りまして、それでそのときの調査の採集した検体は岡山大学小林教授の手元で分

析をしております。十月十二日に第一回の分析発表を、また、きょう第二回の分析結果が来ました。どうも県当局からいままでも私たちが聞いていたことと私たちの分析結果とは非常に傾向あるいは数値が違ふというふうに感じられます。で、厚生省から、磐梯町の調査結果、結論をどのように出されておられるか、簡単にけっこうですから、初めに御説明願いたい。

○政府委員(會根田郁夫君) 磐梯町につきましては、先月の九日付をもちまして要觀察地域に指定をいたしました。その際の基礎となりました幾つかの数値について御参考までに申し上げてみたいと思ひますが、代表的な保米のカドミウム濃度で申し上げますと、四十四年度産米につきましては、玄米で平均値が〇・八六九PPM、白米、これは二三三試料でございますが、白米で〇・五四PPM、最高値は玄米で一・四一三PPM、最低値は白米で〇・七四PPM、それで、厚生省のいわゆる安全基準とされております玄米の試料数は全部で五試料でございます。一五・二%ということでございます。次に、四十五年度産米について申し上げますと、試料数が百四十六で、すべて玄米でございますが、平均値が〇・二五五PPM、最高値一・一二二PPM、最低値〇・〇〇一PPM、安全基準の一・〇PPMをこえるものは一つという試料でございます。

なお、土壌につきましては、まだ分析結果全部報告されておませんが、いままでの最高値は四〇PPMをこえるということでございます。

○小平芳平君 そこが、いま厚生省の説明どおりならば、四十四年度産米よりも四十五年度産米のほうがカドミウム汚染度が減つたという、そういう報告ですね。玄米だけで申し上げますと、四十四年度産米は平均〇・八六九PPM、最高値が一・四一三PPM、それに対して四十五年度産米は平均が〇・二五五PPM、最高値は一・一二二PPMという結果ですね。

○政府委員(會根田郁夫君) さようでございます。

○小平芳平君 ところが、私たちの調査によりまして、全く反対です。四十四年度産米は、玄米で平均が〇・七八六PPM、四十五年度産米は、四十四年度が〇・七八六に対して一・二八PPM、かえって上がっているのです。平均が上がっている。最高値も、四十四年度の産米が一・八一PPMに對して、四十五年度産米は、最高値二・二二PPM、かえって上がっているのです。しかも、非常に注目しなければならぬことは、この磐梯町に葉の木谷地という地区があるわけですね。葉の木谷地の渡辺喜代次さんという、この同じ家の産米が、四十四年度は〇・六九PPMに對して、四十五年度は一・〇一PPM、しかも白米、それから、一ノ沢の喜多見進さんという方の産米が、四十四年度は〇・六七PPMに對して、四十五年度産米は一・二四PPM。しかも、これは白米です。厚生省は直接調査されたわけじゃないでしょう。県の報告をそのまま言っているのじゃないですか。

それから、その点と、もう一つは、土壌汚染についても、いま四〇PPMが最高だったと言いますが、私たちが調査したところでは、土壌の汚染も、いまだかつて見たことがない、このような高度汚染は、と言いますのは、群馬県の安中で私たちの知っている範囲では、最高、水田が五二・二PPM、富山県黒部で五三・二PPM、これに比べて、磐梯町が、いま公害部長のおっしゃるよう

に四〇なら確かに低いですが、私たちの依頼した分析結果によりますと、水田、畑十カ所で採集したものを分析した結果、十カ所のうち六カ所は四〇をこえております。しかも、一番高いところは葉の木谷地で、遠藤勇さんという人のたんぼは六五・二PPM、金上壇というところで大沼吉信さんという人のたんぼは六三・一PPM、同じく金上壇で穴沢徳衛さんという人の畑は五六・七PPM、このように、土壌汚染としては、私たちがいままで知っている範囲では最高の汚染値が出ています。そういう点、厚生省は、ただ県から四十五年

度は安心だということを言われて、そのままだにしておくのかどうか。

なお、念のために、屋根から採集したばいじん、これは、ばいじんの問題はあとで詳しく、また大気汚染防止法によつて質問をいたしますが、屋根から採集したばいじんの中からも、カドミウムが四二・二六PPM、こういうおそろべき数字が出ています。そういう点、要觀察地域に指定したから安心だと思つておられるのかどうか、お尋ねしたい。

○政府委員(會根田郁夫君) ただいま先生の御指摘になりました数字につきましては、県の発表した数字との違いにつきましては、具体的に承知しておりませんので、採集方法その他も違ひますので、そういう数値の開きというふうなものがあるいは出てこようかと思ひますけれども、四十五年度産米の数値が前年度より多少下つたからといって、私どもは決してそれでよしとしていたものではございません。今回、地域の指定にあたりまして、当初私もが県、地元を通じて聞いておりました。いわゆる線引き作業、最終的に落ちついたところは、当初の案よりも地域的にも相当広がりをもちた線引きをいたしましたので、今後要觀察地域として、引き続きいろいろの調査あるいは検診を進めるわけでございますけれども、十分遺漏のないようにいたしてまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 何か、部長のお話だと、採集の方法が違ふから分析の数値が違ふんですか。では、どんな採集の方法をやるんです。私たちは、ちゃんと定められた容器を持って、そしてまた、各社の記者団の方も同行されて、そこで採集したのであって、したがって、政務次官、どうですか、その点、要するに、県の報告を厚生省が聞いています。だけではないものかどうか。健康調査にしまして、県は県でやったことを報告していると思ひますが、それに対する厚生省の姿勢を私は聞いています。

○政府委員(橋本龍太郎君) 私どもは、要観察地域に指定したという自体、先生お考えをいただきたいと思つたのは、いま部長がデータの取り方云々ということをし上げました。これは、私は専門家でありませんが、手法によつてどのような開きが出てくるか、あるいは出てこないものか、こういうことに対する知識はございません。

ただ要観察地域に指定したということは、私ども自体がこの地域をよく調べなければいかぬということをお頭において仕事をしていくということでありまして、私どもは、たとえば前年度に比して米の中のカドミウム濃度が落ちたという報告があったからといって、それでその地域に対する仕事をほり出そうと言っているのでは決してないのです。むしろ、そういう意味では、先ほど部長が最後に申しましたように、私どもとして要観察地域に指定した以上、なおこまかい調査を続けていくということをし上げておる次第であります。

○小平芳平君 要観察地域に指定したのだから、ほり出す意味じゃないくらい当然ですよ、それは。私は、ほり出すせんとおっしゃっているのじゃないのですよ。ただ厚生省が県の報告を聞いて、四十五年度は減つたというようにすることは、とんでもない結果になりますよということを申し上げておるのですよ。それについて、いかがですか。

○政府委員(曾根田郁夫君) その点につきましては、御指摘のとおり、決して私ども安心しているわけではございません。

○小平芳平君 それというのも、この公害対策に取り組む姿勢が一番問題だと思つておるのです。といいますのは、そこでこの基本法についてお尋ねしますが、基本法第九條では、政府が水質汚濁の基準を定める、全国一律に基準を定めると、こうなりますね。で、地域または水域を指定すべきものを定める場合には、政府はその指定を都道府県知事に委任することができると、こうなっているわけですが、これがいわゆる環境基準として、今日までも環境基準として発表になっているもの、人の健康にかかわる環境基準、それから生活環境にか

かわる環境基準、これを意味するわけですね、第九條のこの基準は、よろしいですか、それで。

○國務大臣(山中貞則君) そのとおりです。

○小平芳平君 ところが、いままでの環境基準というものは行政目標だということを厚生省では再三言つていたようですが、人の健康、それから生活環境、この環境基準が大事なのであって、この環境基準によつて人の健康を守り、生活環境を守り、したがつて、この環境基準に反するときは、それは今度の公害罪立法によつての「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」というふうになつて、この環境基準を厳格に守るようになります。単なる行政目標とか、そういうことじゃなく、国民の健康を守り生活環境を守るための環境基準なんだ、このように理解できませんか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 環境基準というものは、いま先生御指摘になりましたような性格のものであります。

○小平芳平君 それでは、環境基準が守られていない場合は、直ちにこの公害罪にかかりますね。

○國務大臣(山中貞則君) ちよつと、この第九條の「都道府県知事に委任することができ」というのは、これは、国の定めた環境基準の六類型、AからEに至るまで、こういう六類型に基づいて当てはめを知らずさんをお願いをするという規定でございまして、この条項違反ということが直ちに公害罪ということにはならない。有害、有毒物質は別途またきびしい規制が行なわれるわけですから、これはあくまでも水質の基準ということでございます。

○小平芳平君 環境基準は守るべきものですか。それとも、少々環境基準が汚染されていてもかまわないのですか。それはいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 環境基準は守るべきものであり、それをまた守らせるための排出基準その他を定めていくものでございます。であります。が、あまりにもこまかな支流その他に至るまで国のほうでこれを設定しようとしても、なかなかた

いへんでありますし、六類型の中で、さらに自分のところはもつときびしいものにしたいという知事さんがあれば、その当てはめは可能になるわけでございますから、したがつて、守るべき目標としてそれぞれきびしい規制をかけていくということとでございます。

○小平芳平君 そうすると、政務次官は目標じゃないと言つたじゃないですか。現実には守るべき基準だと。その辺はどうなんですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 山中長官がお答えになつたのと私がお答えしたのと全然違ひございせん。守るべきことであるということをし上げたいのであります。

○小平芳平君 守るべきことですか、守るべき目標ですか。現実には、ある環境基準をわが国の各河川や各環境に実現すべきものなのか、それとも、努力していつかこうなるであろうというものでしょうか。それを尋ねておるのです。

○政府委員(橋本龍太郎君) 基本法第九條に、「政府は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と書かれておるのとおりの中身であります。

○小平芳平君 したがつて、その望ましい基準に違反することがあつたら、それは公害罪として要するに、刑事局長、公害罪は複合汚染は適用しないというのですか。そういう答弁でよろしいのですか。

〔理事杉原一雄君退席、委員長着席〕

○政府委員(辻辰三郎君) 私どもの御審議を願つておりますいわゆる公害罪に複合公害が適用されないかどうかという点でございまして、複合公害というこの意味の問題でございまして、私どもが申し上げておきますのは、多数の工場、事業場から人の健康に有害な物質を排出いたしました場合には、その一つ一つの工場から排出しておる量だけでは、公衆の生命、身体に危険を生じしめない、しかしながら、多数の工場が一緒になつて排出し

た結果——一緒にというのは、てんでんばらばらに、その間に相互の連絡なしに排出しました場合に、多数の工場が排出した結果として公衆の生命、身体に危険を生じしめた、こういう場合、これを私どもは複合公害と一応理解いたしまして、そのような意味の複合公害につきましては公害罪は適用されない、かように申し上げておるわけでございます。

○小平芳平君 それは何の理由もないです。複合公害といつても、じゃ、私がいま読み上げた福島県磐梯町の、ここはおそらく一社でしょう。もとはその一社から、このように土壌汚染から白米の汚染まで著しい汚染が出てくる。こういう場合は、土壌汚染は、そこへ米をつくるから米の汚染なんです。実際上は土壌だけ汚染されて、米はきれいだということは、まずまずない。そういう場合は、一社であつても何社であつても、公衆の生命または身体に危険を生じさせた場合は、それを罰するのが公害罪なんですよ。一社であつても何社であつても。私が読み上げたのは一社だから当然入るでしょうけれども、その入るという時点も、どの観点から、どこからどこまで汚染されたときに公害罪で捜査をするわけですか。適用になるわけですか。それはどうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど私が申し上げましたのは、多数の工場、事業場が排出いたしております場合に、それぞれの一つ一つはそれだけでは公衆の生命、身体に危険を生じさせる状態にはならないという場合、これを複合公害というならば、その場合にはいわゆる公害罪は適用されない、ということをし上げたわけでございます。要するに、この公害罪が適用されますのは、一つの工場と申しますか、ひとり公衆の生命または身体に危険を生じしめたと評価できるもの、これが公害罪の対象になるということでございます。そういうわけでございまして、かりに一つの工場だといへん多量な有害物質を出しまして、その工場だけで公衆の生命、身体に危険を生じさせたという場合、たまたまそこにまた違う工場がありまし

て、その小さい工場で多少の有害物質を排出しておる、こういう場合は、これはひとりで、大きいほうが公衆の生命、身体に危険を生ぜしめたという評価で済む場合には、この大きい工場は、もちろん公害罪の対象になるわけでございます。

○内田善利君 閣下

一言お聞きしますが、どの工場も排出基準を守っている、ところが、環境条件が悪くなったためにたくさんの方が病気でなくなった、こういう公害病とも匹敵するような、たくさんの方がなくなったという場合には、公害罪は適用されないんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまの御質問は、各工場、事業場がそれぞれ所定の排出基準を守っておるといふ場合と承ったわけでございます。その場合には、私も、排出基準を守っておる限りにおきましては、これはいわゆる公害罪法案にいう公衆の生命または身体に危険を生ぜしめる状態、そういう状態は発生しないということ、事実問題として公害罪の適用がないということをして申し上げておるのでございます。

○小平芳平君 ですから、先にひとりのほうを申し上げますと、ひとりのほうは、福島県磐梯町はカドミウムが出る可能性は一社です。そういう一社で、土壌汚染が六五・二PPM、お米の汚染が玄米で二・二PPM、こういうような汚染の状況があれば、これは相手が一社だから、公害罪がかかるわけでしょう。どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) その場合には、具体的な事例でございまして、これは具体的事実関係というものを調査した上でないと、私は、この公害罪法案の適用があるかどうかというところは申し上げかねるわけでございます。いまの一社か数社かという場合につきましては、ただいま私が申し上げたとおり、一社で公衆の生命、身体に危険を生じさせたというふうに評価できる場合には、たとえほかに関連した事業場があつても、それはこの一社が処罰の対象になるわけでございます。ただいまの御説明の場合には、一社か数社かという場

合には、一社でもなり得るわけでございますけれども、当該一社の、ただいま御説明のカドミウムの場合に、その公衆の生命または身体に危険を生じさせたこの状態が、いかなる状態をそう言うのかというところは、具体的な事例の関係でございまして、この席でこれはなるといふようなふうにとつてい断言はできないというふうに考えるわけでございます。

○小平芳平君 それはけっこうです。それでいきなり刑事局長に、カドミウムが何PPMから危険かということ、ここできめてもらおうというわけじゃないですか。ただ、その場合、国の定める環境基準に反する、国の定める環境基準をこえた汚染が生じた場合、そういう場合は、山中長官、それを一つの目標とする以外に、一体、公衆の生命または身体に危険を生じさせるということ、は、どんなことを言ったらいいんですか。それは、長官が先ほど言われた個々の排出は、これは直罰のほうになるわけですが、したがって、公害罪は公衆の生命または身体に危険というんですが、その一つの目標としての環境基準でなくて、何のための環境基準か、全く意味がないじゃないですか。いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これは、環境基準はあくまでも基本法にいう環境基準というものでありますから、環境基準が結果的に、たとえ一社というものであつて、長年の蓄積その他でそういうことが守られない状態になっておるといふ場合に、それは環境基準から出発して公害罪の適用になるかどうか、私は専門家でないからわかりませんが、そのところは、ちょっと環境基準違反という形で公害罪という形には直結しないんじゃないかと思ひます。

○小平芳平君 直結しないまでも、排出のほうは排出規制があつて、規制されるわけです。したがって、公害罪でいうところの危険は何で判定するかです。ただ何となく判定するということじゃないわけでしょう。

○政府委員(辻辰三郎君) 公害罪法案にいます、公衆の生命または身体に危険な状態、これを何で判定するかという点でございしますが、これは、当該具体的な事案に即しまして、その具体的な事案の具体的な状況に応じて、科学的な鑑定と申しますか、科学的な知識を前提にして認定されるべき問題であると考えております。

○小平芳平君 それは、局長、だつて、法務大臣は連合審査のときには、米が汚染されたら捜査を開始すると、こう答弁しているじゃないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは、法務大臣は一つの大きな抽象的な捜査の開始の段階の問題で御答弁なさつたものと理解をいたしておるわけでございまして、この米が幾ら汚染されたかという、そのまた汚染状況を科学的な知識をもつて認定いたしまして、これが公衆の生命または身体に危険な状態である、こういうことがやはり科学的知識で確定されて、その段階から、この生命、身体に危険な状態が生じたということでございます。そして、そこからそういう状態になれば、当然に、この公害罪の対象として捜査が開始されるであろうという御答弁になつたものと理解をいたしております。

○小平芳平君 カドミウムは科学的に生命に危険を及ぼすということ、もう厚生省も公害病に認定していることであるし、米の基準も厚生省が出していることであるし、これは当然でしょう、カドミウムが危険だつていうことは、それは当然なんです。したがって、環境基準というものが、これは長官と厚生省にお尋ねしますが、環境基準というものが、単なる努力目標という基準ではなくて、実際に環境基準が著しく破壊された場合、くずれた場合にはこの公害罪を適用するとか、それはまあ直接結びつかないと長官言われますが、少なくとも財産被害ですね、財産被害、これは亜硫酸ガスその他毒化水素等によるいろいろな植物や農作物や、そういう財産被害には学証責任の転換を認めるか、あるいはそういう環境基準がはなはだしくずれているような場合の健康被害

害ですね、健康被害は、企業とか、または公費で負担するとか、そういう点、何かなければ、環境基準を定める意味がないじゃないですか。

○国務大臣(山中貞則君) 環境基準から直ちに罰則とかあるいは学証責任転換ということは生まれてこないものと思ひます。これは、あるべき環境基準というものを、望ましい条件を設定をして、それに向かつて各種規制というものをきめていくわけでありまして、その規制違反は直罰でいられるという法律の体系をとりました。したがって、これらの、いま言われた不特定多数の地域の財産、そういうような生活権侵害というものは今後民事裁判の過程における学証責任転換等の理論の法制化、こういうものによつて進められるべき範囲の中のものであらうというふうに考えます。

○小平芳平君 学証責任の転換は、そこに考慮に入れて進めるということですか。

○国務大臣(山中貞則君) 学証責任の転換並びにそれを踏まえた無過失責任というものを、法務省を中心に勉強してもらつてということ、閣下でお願いをしておるのであります。さらに、法務大臣のほうの希望として、やはり一挙にそこに行く前に、各種取り締まり法規の中で、物質ごとにか、物質をつかまえるか、あるいはなじむ法律をつかまえるかして、一般行政法規の中で、たとえば原子力法あるいは鉱山法等のような形のもの、まづ事実をつくつてもらつて、そういうもので民事の特例というものが踏み切れるという時点があるならば、そういうことも一べん検討したいから、両方一緒に作業しようということになりまして、そういう作業は引き続き続けていくつもりでございます。

○小平芳平君 この環境基準は、すでに決定しているところの、人の健康にかかるとの生活環境にかかるとの、それが河川、湖沼、海域と、これが閣議決定になっておりますけれども、これは当分変えないわけですか。

○國務大臣(山中貞則君) これは、いまのところ、環境基準そのものは、設定された日浅いものでありますから、これを全面的に、新しい法律ができたから変えなければならぬという、実態においてその必要はない。もし、しかしながら、実態に必要が生じたならば、もちろん変えることをちゅうちょすべきではない。そういう心がまえでおりますが、現在はそのような必要はないものと思っております。

○小平芳平君 そこで、環境基準をどの程度守るべきだという見地で水質汚濁防止法で排水基準を定めるかということだと思っておりますが、この水質基準は、排出される水の水質基準、つまり排水基準ですが、排水基準は、従来は水域ごとに各種多様の排出基準があるわけですが、こういうものを今後全国一律で排出基準を定めるということは、どうするわけですか。

○政府委員(西川喬君) お答え申し上げます。

現在の指定水域制度をとっておりますところは、すでに環境基準のものが守られないということ、排水規制を相当強化しなければいけないというふうな考え方から、現行法におきまして逐次指定をしてきたわけでございまして、新法の考え方としては、公共用水域を排水路として使うという観点から、環境基準にかかわりなく、社会的、道義的責任といたしまして、一律基準というのがまず設定されるということでございます。ですから、従来の考え方でもいりますと、きれいなところであれば、よごれるまではある程度そのまま流してもいいんだというふうな考え方があるわけでございまして、新法におきましては、全国一律に、第三条によりまして総理府令で定める基準がかかるわけでございまして、これは、きれいであらうとなかろうと、全国に排水基準が定められるわけでありまして、それによりまして環境基準が守られないような地域——そこに「自然的、社会的条件」と載っておりますが、自然的と申しますのは、非常に川の流量が少くないというようなことを念頭に置いております。

それから社会的条件と申しますのは、そういう排出する事業場が非常に集積をしまして、それだけの事業場は、一律基準を、全国一律できまりました基準を守っておつても環境基準が守られないという、ような、そういう条件、そのような条件がありまして、都道府県が、さらに一律基準よりも、よりきびしい基準を上乗せすることのできるということによりまして環境基準を守るようにしたい、このような考え方によっておるわけでございます。

○小平芳平君 いままでCOD、BODの場合だったら、高いところは、パルプの製造業のある木曾川流域で一三五〇PPM、BOD、そんなところもあれば、五〇〇、三〇〇、二五〇、それからBOD二〇以下というところもたくさんあるわけですね。これを全国一律というのは、どのくらいできるわけですか。

○政府委員(西川喬君) 現在、まだ最終的な数値は詰まっておりますが、考え方としては排水路としては、いわゆる内陸のほうにおきまして排水路として川はどうしても使わなければならないということ、これは自然の条件から、やむを得ないわけでございますが、古来、排水路としては、一般の場合には人類が生存するためには必ず水が必要である、それに伴いまして必ず汚水が出てくるということでございます。これは人間の生存のための権利として一応認められておつたのではないかと、いうようなことから、それが企業におきまして同じ立場をとるならば、少なくとも一般家庭の汚水というものは、これは一つの基準になり得るのではないだろうかというふうな考え方を持っております。それによりまして、企業におきまして排水路として公共用水域を使うとするならば、道義的責任としては、少なくとも一般家庭の汚水並みには浄化してもらわなければならない、これが最低の基準ではないだろうか、このような考え方を持っております。ただ、一般家庭の汚水と比べますと、事業場のほうの出しますのは量が非常に多うございまして、この量の点も勘案した

しまして、一般家庭の汚水の水質並びに量というものを勘案いたしまして、一律基準を定めたいというふうな考え方を持っております。一般家庭の汚水と申しますのは、大体BODでいたしますと、一〇〇から二〇〇PPMの間くらいにございまして、その中におきまして、できる限りきびしいようなところで一律基準を定めたい、このように考えております。ただし、いま先生が御指摘なさいましたパルプ業でございますが、パルプのうちの木曾川の例で、非常に高い一三五〇とか、あるいはもっと基準がきびしくなっておりますけれども、これはSPの製造設備を持っておりますわけでございまして、これは、現在といたしましては処理技術がございまして、そのような基準を強制いたしますことは、企業をやめろという問題とひとしくなるものですから、非常に処理技術のむずかしいものにつきましては、年限を定め、ある程度一律基準よりもゆるめざるを得ないんではなからうか。そのゆるめる業種というものは、できる限り最小限度に止まりまして、しかも期間を限りまして、その期間内に処理技術の研究開発というものを促進して、できる限り早い機会に一律基準に持っていきたい。このような考え方を、いま現在のところは持っております。

○小平芳平君 山中長官にお尋ねしますが、今度の国会で十四の法案が審議されている。その中で、その十四の法案が成立した段階では、どのようの公害が減っていくか、これが最大の関心事だと思っております。したがって、全国一律の考え方として、いま経企庁から御説明のように、一〇〇から二〇〇PPMということになりますと、二〇〇から二〇〇PPMというところがあるわけですが、現在の規制では、ですから、そういう点、現在二〇〇以下でやってきていますものは、それよりよけいよごすというところは許されないわけでしょう。それから、パルプは技術的に困難だというのが、それは専門的なことは私わかりませんが、あの田子の浦にしまして、やればできることをやらなかった面が多分にあるわけですよ。そ

ういう点についてのお考えをお伺いしたい。

○國務大臣(山中貞則君) 原則的には、これは全国一律になりますから、それらの地域において知事さんの上乗せが可能ということで、いまの問題は解決するわけです。さらに、指定水域というものは、なおそれはそれとして残っていくわけですから、一律の基準になったからといって、指定水域はまた別にそこでゆるくなつてしまふということはない、現実には処理されるとき考えます。

○小平芳平君 それから、クロムとかシアンはいかがですか。クロムの場合、二〇で規制になっているところ、一〇で規制になっているところ、二で規制になっているところ、——いずれもPPM、非常にばらつきがある。シアンは大体一PPMで規制になっております。これはどうでしょう。

○政府委員(西川喬君) いま先生が御指摘になりましたクロムにつきましては、環境基準では、現在のところ、六価クロムしかきめておりません。六価クロムにつきましては、はつきり有毒だ。トータルクロムにつきましては、環境基準ではきめず、現在問題点となっております。現在、健康項目を全部かけました一律基準といたしましては、トータルクロムにつきましては二PPMというところをすでに実施いたしております。先生がおっしゃいました二〇PPM、一〇PPMというふうなものは、これは実は皮のなめしに使っております。これは実は皮のなめしに使っております。クロムでございまして、非常に零細企業が多くて、処理施設をつくるのがなかなかむずかしいというふうな問題がございまして、従来一〇ないし二〇というふうなものをきめた水域があるわけでございますが、皮なめしの問題につきましては、新法におきまして、この一〇ないし二〇PPMというものをどう措置するかというところは、今後、企業を所管しております通産省のほうともよく相談いたしまして、今後の方針をきめたい、このように考えております。

○小平芳平君 そこで、先ほどの環境基準に戻りますが、どこまでも環境基準を守らせる、この

環境基準を実現するという姿勢で排出基準に取り
組むかどうかということが出発点だと思ふのです
ね。つまり、シアンは健康項目として検出されな
いことになっているのですが、一PPMでいいの
かどうかですね。県の条例では、私が当委員会
指摘したように、二PPMと定めているところも
あったわけですね。そういう点、クロムの場合
も、あるいは砒素等の場合でも、この環境基準
あくまで実現するんだという目標で排出基準を
きめようとなさるのかどうか。その点はいかが
でしょう。

○国務大臣(山中貞則君) それはいまおっしゃ
たとおりで、環境基準達成のために目標を定め
ていく。しかし、有害・有毒物質についてはき
しい基準をきめていくということでございます。

○内田善利君 閣下。

私が連合審査で質問した問題に関係あります
で、質問したいと思いますが、私が懸念するの
は、環境基準は国民と関係がありますから、こ
れはもう一律にわたるときめることはできま
す。健康に関する基準あるいは生活環境基準は
ランクがついてありますけれども、これはけっ
してありますけれども、これはけっしてこうだ
と、同じ生産量の工場でも、川の流量、ある
いは速度、あるいは海に流した場合の海の尺
度、湾の状況によっていろいろ違いがあると思
うのです。それに全国一律、一体どこにかける
のか。一三五〇PPMにかけたならば、どの工
場だって、たれ流しけつこうです。ところが、二
PPMにかけたならば、一体どこにかけるの
か。工場は全部つぶれてしまう。一体どこに
網をかけるのか。いま六箇所の話をきいた
わけですが、シアンとか砒素とか水銀、そう
いうものは一体どこで定めるのか。これは非
常にむずかしい問題です。たとえここでき
めたとしても、今度は、それに上乗せするま
での期間がかかるんじゃないかと思ふのです。
いままでの例がかりましてね。それまでの間
は一体どうするか。

それから、いままで水域が指定され、排出
基準

もきめられまして、それをいま守っていない
ところもありますけれども、一応基準がきま
まっております。これをきめてもらいたい。一
応作業がなされて、洞海湾はことしと十一
月にきまされたばかりです。あんなによ
うな状況、あんなに上乗せ、こっちはどう
うか。これはたいへんなことが私は起るの
じゃないかと、このように心配しております
が、その点、どうなんでしょう。

○政府委員(西川善君) 健康項目につ
きましては、現在とっておりますのは、環
境基準の十倍値を排水基準としてお
ります。十倍といふのは、いわゆる川の
流量等で申します希釈といふ考え方では
ございません。川の流量ではござい
ません。海あるいは湖沼のことを考
えていたとすると、わかるかと思
います。海や河川に落とすものと、濃
度として約十分の一に薄められ
るというのを念頭に置かれて、現在
十倍といふものをおおるわけござ
います。実際的には、有毒物質を含
みます数量といふのは、一般的に
は非常に流量が少いといふので、排
水量が少いといふので、川などで申
します場合には、とうてい十倍程
度の川の流量ではございませ
ん。何百倍といふ流量がございま
す。一応落とすときに約十倍に希
釈されるというのを念頭に置いて、
十倍といふことになったわけござ
います。ただし、その場合でも、川
の流量が非常に少ない、排出量が多
いといふような場合には、守り得
ないといふことになるわけございま
す。その点は内田先生も御存じか
と思ひますが、洞海湾につきま
しては、

非常に大規模に排水しているものにつ
きましては、シアンを全国一律基準
できめております。一PPMでは環
境基準が守り得ない、一部のところ
で検出されるということが計算上
出てまいりました。〇・五、一
般の全国一律基準よりも半分
にいたしました。〇・五PPMとい
うものを排水基準といたしてござ
います。〇・五PPMにします
と、海域の中でシアンは検出され
ない、このような計算結果が出て
まいりました。そのような基準を
設定したようなわけでございます。
やはり自然的条件によりましては、
排水量との関係で、ぐあいの悪い
ところは、それなりに上乗せ基準
がでるということになるわけござ
います。

それから、生活環境項目のほうにつ
きましては、先ほど申し上げたよ
うに、一般家庭の汚水が一〇ない
し二〇PPMであるということ
を勘案いたしまして、量の関係
を勘案いたしまして、一〇PPM
に近いところの数字で一律基準
をきめた。これはBODだけの問
題でございますが、それに見合
いまして、SS等につきましても
同じような考え方できめたい、こ
のように考えております。

それから、この上乗せのほうでござ
います。いま時間がかかるという問
題がございましたが、現在すでに
指定水域になっているところ、並
びに県条例によりまして、認定
条例ではございせん。規制条例
で、罰則その他も本法と同じよ
うな罰則をかけた条例を整備し
ております。現在の条例にある
のは現在の指定水域における水
質基準、これが一律基準よりも
きびしいものは全部経過規定に
おきまして生き残るようになって
いまして、そのようになると、
水質がよくなる、早急な作業を
進めなければいけないといふよ
うなことになる。ただし、私ども
もいたしましては、今年度中に
現在作業中のものがさらに十七
水域でございます。これを全部指
定いたしますと、大

体人口数におきまして総人口の五
五%、工業生産額におきまして
七五%という、概数でございます
が、これをカバーするようなこと
になります。それによりまして、
問題になっております汚濁のは
なはだしいところは相当カバー
されるのではないかと。現行法
におきましてカバーされるのは
ないか。今後は、さらに、その
現行法でございまして、水質と
いうものが上乗せ基準と同じに
変わっていくわけですが、一
律基準よりもきびしいものにな
るわけでございます。その状
況を、環境基準の実況とにら
みながら、常に測定をいたし
まして、必要があれば、さら
に強化していくことに進めて
いきたい、このように考えて
おります。

○内田善利君 もう一つ聞きます。

大体いつごろまでにこの網がかけ
られるでしょうか。それから、い
つごろまでに地方でそれが徹
底できるか、見通しがありました
ら。○政府委員(西川善君) 総
理府令で定めまします一律基
準につきましては、法施行の時
と同時に定めまします。その
後の作業につきましては、現
在、今年度等におきまして調
査をやっております。そのよ
うな水域につきましては、従
来は、指定水域としておまし
たときに、企画庁は中央庁に
おきましてスタッフが作業を
しておたわけでございますが、
中央における作業がなくなる
わけでございます。今後は、
全部スタッフが当たって、い
ままで資料が取れております
調査済み水域につきましては、
できるだけ県を指導いたしま
して、早く上乗せ基準を、必
要になれば、設定するよう
にいたしたい、このように
考えております。

○小平芳平君 以上のことに関
連いたしました。山中長官に考
え方だけお尋ねしますが、いま
のシアンの場合、一PPM以下
に押えるという確実な機械が
あるかどうかということが、業
者にとつては心配の種なんです。
といひますのは、あると

ころでは、保健所からはシアンの処理装置をつくるようにというところをきびしく申し渡された。そこで、浄化装置をつくったところが、半年ぐらいで、それはだめになっちゃった。だめになっちゃった、まるっきりだめなわけじゃないんですが、少なくとも一PPMは守られなくなっちゃった。こういう問題があるんですが、そういう点に対する責任ですね、それはどうお考えになるか、それをお聞かせします。

○国務大臣(山中貞則君) 私ではちょっと思案に余りますので(笑声)、通産省からお願ひいたします。

○政府委員(柴崎芳三君) 小平先生の御指摘になりましたシアンにつきましては、現在四つばかり技術があるわけですが、第一は、アルカリ性にしたしまして、塩素を注入して酸化分解するという方法でございますが、塩素のかわりに次亜鉛酸ソーダというものを注入する方法もあります。第二の方法といたしましては、シアンを濃厚廃液を電解槽に入れまして、直流の電流を通じまして、それを分解する。三番目の方法といたしましては、イオン交換樹脂膜で吸着する。第四番目は、活性汚泥法で分解するというところでございますが、ただいま申し上げました順序にのっとりまして、実は技術が非常に高度になっている。したがって、金額も非常に高くなるということで、おそらく先生の御指摘の技術は第一番目の塩素を注入する等の技術であろうかと思ひます。この点につきましては、その運営管理というものは非常に細密な注意を要する技術でございます。運営管理の方法がまずよくいきますと、途中で一PPM以上のシアンが流出するケースが多分にあるわけでございます。したがって、その責任につきましては、私は第一義的には、その設備を持っておりまして、設置した業者が負うべきものであらうかと思ひます。また、その技術の、そういう設備をつくりましたメーカー、これも定期的にいまいる相談にのびまして、その維持管理の実態につきまして十分指導監督するというようなことをやつて

おりますので、そういうメーカーにもある部分の責任は免れない問題があるかと思ひます。通産省としては、そういう問題全体をとらえまして、現在、メーカーの中に品質維持の準カルテル的な組織をつくりまして、そういう設備をつくる場合に、まず設備の質として、なるべく耐久性の強い正確なものををつくらせると同時に、設置したあとの指導につきましても、責任を持ってこまかいところまで手の届くような形でやるようにという指導をやっておる最中でございますが、こういう方法で、できるだけ異常の現象をカットしていきたいと思っております。

○小平芳平君 責任の所在をはっきりさしてくださればけっこうです。

それから、この問題はどうか。中小企業あるいは零細のメッキ工場などは、シアンやクロムのような毒物を排出するような作業だけを親企業から下請けするわけですが、親企業は、親企業のほうでもメッキはやることはやるけれども、それはあまり毒物を使わないで済むようなものは親企業がやるけれども、そういう零細企業に対してはクロムやシアンやあるいはカドミウムや、そういうものは下請に押しつけちゃり。それを受けないことは企業として成り立たないというふうな事実。それから、バルブ工場、紙工場などで、製品としては全く大企業の製品として売っているんですが、実際はまるまる下請企業で受けて、要するに、排水が問題になるような作業はまるまる下請企業が受けてやっている。こういうような現実があるわけですが、こういうものに対する公害対策の費用ですね、公害対策の費用といい、またそういう企業のやり方については、お考えはどうですか。

○政府委員(柴崎芳三君) 先生御指摘のような問題点が確かにございます。まあ、大きく言いますと、日本産業の構造的な問題の一番悪い面が出ておる点であることは確かでございますが、特にこのメッキ工業につきましては、そういう関係が非常に強いために、現在、通産省の指導方針をいた

しましては、非常に危険のものについては大手企業がその自社内で処理するように最大限の努力をいたします。で、かりに下請に出す場合には、その下請の排水処理につきまして下請が責任をもってやれる程度の費用をコストの中に織り込むか、あるいはその設備に對しまして親会社の責任において何らかの世話をするように、というような指導を現在強力に進めておるわけでございますが、東京都の問題になりましたメッキに伴うカドミウムの排出問題につきましては、この方針が相当徹底いたしましたして、中小企業の中ではカドミウム自身はあきらめるものも出ると同時に、専門化されたカドミウムメッキ工場に對しましては、大手企業その他からの融資体制、設備の充実というような方策が目下進められておるところでございます。

○小平芳平君 それでは次に、大気汚染防止法について、時間がないので、一、二点お尋ねします。この大気汚染防止法の第二条、この三号、カドミウム、塩素、弗化水素、それに鉛、そのほかにも毒物としてはマンガン、クロム、砒素、こういうようなものも検討するといふ答弁が大臣からあったんですが、こうした毒物の許容限度というものがあつたかどうか。その許容限度を定めるというんですが、許容限度というものが、一体どのくらいが許容限度なのか。それはいかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) 今回の改正法案が施行になるまでの間に、政令で新しく有害物質等に取り入れられたものにつきましては、それぞれ排出基準等の作成をいたさなければならぬわけでございます。いろいろ検討を進めておりますが、有害物質のうち、相当のものにつきましては、あるいは労働衛生の基準なり、あるいはまた、諸外国等の文献その他の資料もございまして、そういったものを参考に、具体的な基準の値をきめてまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 許容限度は幾らかということをお聞かしていただけますか。あるいは、こうしたクロムとか、砒素とか、鉛などが、どの程度で人体にどういふ影響があらわれるか、その点はいかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) たとえば、弗化水素等の場合、日本産業衛生協会の許容濃度として三PPM、あるいはシアン化水素等は二PPM、硫化水素等については一PPM、塩化水素五PPM、そういうふうな、すでに具体的に数値の定められておるものもございまして、ないものにつきましても、先ほど言いましたように検討いたしたいと思ひます。

○小平芳平君 すでに私がこの前も指摘したように、長野県の塩尻市では、工場付近の粉じんか、ばいじんか、とにかく、舞ってきたものの中からは、鉛が五三〇PPM、クロムが五五〇PPM、それから富山県婦中町の工場付近のばいじん粉じんのまざったものだと思うんですが、その中からは、砒素が五九二PPM、鉛が四八二PPM、こういうような、砒素、鉛、クロムというふうなもの、四〇〇、五〇〇PPMというものが検出されているという事実、しかも、この付近の人たちは、ぜんそく、気管支炎は、もうほとんどござらして、貧血とか、腰が痛いとか、そういうことを訴える人が多い。そういうものが、この重金属に關係あるものかどうか。そういう点に対する研究はどうですか。

○政府委員(曾根田都夫君) 富山県の婦中町の日産化学の富山工場周辺地域における弗化水素、あるいは有毒ガス等による人体影響、植物被害等につきましては、県、市等の調査等も進められ、また、先生方の御調査の結果も承知いたしておりますが、御指摘のように、弗化水素による被害といいますが、人体影響といいますが、これは、たとえば小中学生等の検診にも、まだ必ずしもはつきりした結論ではございせんけれども、班状菌というふうな形で、すでに指摘されておりますし、そのほかに、砒素等が、非常に検体は少のうございまして、多量に発見されたというふうなことも承知しております。そういうことを踏まえまして、まあ弗化水素の場合は、今度法律で、はっきり排出基準の規制対象物質に取り入れられたわけ

でございませうけれども、砒素等につきましても引き続き検討を進めまして、具体的な規制の対象にできるだけの機会になるように努力いたしたいというふうに思っております。

○小平芳平君　まあ、私たちが専門家の先生と一緒に、厚生大臣は、厚生省には出先機関がないんだということを盛んに言われますが、それは厚生省が全国を駆けめぐるわけにもいかないでしょうけれども、こうした典型的な班状歯が出てくる地域、あるいは市当局が健康調査をやつて、こういうような被害を訴える住民が非汚染地区に比べて倍も出ているというところ、厚生省が積極的に取り上げていただきたい、こう思います。

○政府委員(會根田都夫君)　弗化水素につきましては、四十四年度の調査結果等もございませうが、その後、各地で具体的なデータ等も発表されておりますので、私も、できるだけ急いで取り寄せて、今後の施策の参考にいたしたいというふうに考えております。

○小平芳平君　それから第十六条、ばい煙量の測定、ここでは、ばい煙の測定と記録が定められております。ところが、粉じん発生施設については、このような測定、記録の条文がないようですが、これはどういう理由ですか。

○政府委員(會根田都夫君)　今回の改正法で粉じんあるいは粉じん発生施設としてとらえたのは、たとえば、原材料やあるいは石灰石等の選別、破碎、そういった設備、どちらかと申しますと、その粉じんの及ぼす影響あるいは被害等が局地的といひますか、そういった事情もございませう。

で、硫酸酸化物のように相当地域的に広がりを持ったものとは、やや規制のやり方を異にしておりまして、そういった点を見送ったわけでございます。

○小平芳平君　私が、前回の連合審査会でも、また、きょうも声を大にして言っているのは、結局、ばいじんのなか、粉じんのなか、とにかく地域は広いわけですよ。しかも、山奥の採石場ならばともかく、こうした住宅密集地区の粉じん発生施設に対しては、それなりの規制なり、あるいは測定、記録の義務を当然課すべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(會根田都夫君)　先ほどの私の答へがやや不十分でございまして、もう一度申し上げたいと思ひますが、従来、粉じん、すすその他粉じんといつておりましたのが、今回の改正法では、「ばいじん」として、ばい煙の中に含めて定義されてございませう。そういう特定工場の煙突あるいはその他の作業工程等から出てくるようないわゆる粉じんをございませう、それらは「ばいじん」として、十六条の測定、記録の対象になるものでございませう。私が先ほど申し上げた粉じんは、これはばい煙以外の粉じん、たとえばセメントの選別、破碎設備、鉱石等のそういった施設、あるいは原料置き場等から出るものでございまして、これは飛散するものでございませうから、それ自身が測定も非常にむずかしい、したがって、規制のやり方も、排出基準というやり方ではなくて、管理基準なり使用基準というところで規制しようという考えでございませう。

○小平芳平君　これが「ばいじん」なのか、粉じんなのか、受ける被害者は、わからないことじゃないですか。要するに、山奥の採石場と、それから住宅街のそばの工場と、しかも、その工場も実際粉じんになったのですか、公害部長、どの程度のものが石をこなし、どんな状態でふき出してくるか。それは、もちろん、煙突から出るものは煙突から出るからつかまえてすいけれども、つかまえてくれないからといって、その工場から猛烈に何

百メートル、一キロにもわたって舞い上げてくるものを、規制の対象にすべきは当然じゃないですか。

○政府委員(會根田都夫君)　「ばいじん」あるいは粉じんとして、主として、たとえば有毒物質等を含むようなものは今度の新しい法律の、いわゆる今度の広い意味でのばい煙発生施設として処理できるのではないかと、いふふうに考えております。

○委員長(占部秀男君)　小平君、予定の時間が過ぎておりますので……。

○小平芳平君　どうも要領を得ないのですが、それじゃ、ばい煙のほうは、「ばいじん」「ばい煙」は、規制する、それから、そのほかの、そういう作業場からふき出してくるもの、ばい煙、「ばいじん」と同じに、有毒物は規制する、煙突と同じに規制しますか。それはいいですか、それで。

○政府委員(會根田都夫君)　たとえば、代表的例で、アルミ精錬工場の製造過程から発生する弗化水素等は、排出基準の形で、ばい煙の中で処理するということ……。

○小平芳平君　ですから、それならば、同じように、測定、記録、これをつけるべきが当然じゃないですか。どうですか、長官なり次官なり……。

○政府委員(會根田都夫君)　そういう弗化水素あるいは将来予想されるような砒素等、そういうものは、法律上はばい煙のほうでとらえることができますので、当然、測定、記録義務についても、その対象物質になるということでございます。

○田淵哲也君　まず、総務長官にお伺いしたいと思ひますが、今度の国会で、公害対策基本法の改正あるいは費用負担の法律、さらには公害罪、そのほかたくさんさんの公害関係の法律ができましたけれども、しかし、具体的にどのようによ改善されるか。これは、具体的な点が政令、省令等に全部委譲されておられますので、なかなか明らかにわかっていくわけですか。しかも、この基本法においては、経済の健全な発展との調和規定がなくなつた、これも非常に抽象的な問題で、どうこれが具体化するのか。あるいは費用負担にしまして

も、最終的には各地における審議会がきめるというふうなことになる。それから、公害罪にいたしまして、適用の範囲が必ずしもはっきり明確になつたとは言えない。そういう点で、きょうは特に、経済との健全な発展との調和規定が削られたことによつて具体的に今後の公害対策はどのように変わるのか、まず基本的な点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君)　この基本法第一条第二項の削られたこと、そのことが公害防止に具体的にどう貢献するかという問題は、なかなか答えにくい問題と思ひますが、しかし、やはり公害罪法というふうなものが刑法の特別法で出てきた背景というものの、そういうことにあります。また、費用負担法等が新しく基本法の要請に応じて国会に提出されて、法定された基準に基づいて、企業の費用負担がまず一義的に企業の責任に置くことが明確にされた、さらに、防止施設そのものの、これは明らかに企業自身が全額負担するから負担をして、しかも消費者に迷惑をかける状態を生きて延びていくより道がないことは、これは文章にはそう書いてありませうけれども、そういう背景というものを持つて論ぜられておる、そういう姿勢を持っておる、ということ等が、数えていけば数えられる点ではなからうかと思ひますので、同時に、それに対応する法律は何かということになりますと、むづかしいと思ひます。

○田淵哲也君　公害対策基本法の第九条に、環境基準について定められておるわけですが、それから、従来は、九条にも経済の健全な発展との調和という規定があつたわけですが、今回は削られておられます。これが削られたことによりまして、いままで閣議で定められた環境基準をやはり改正する必要が出てきておるのではないかと思ひますけれども、これは改正される意思があるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君)　確かに、環境基準というものを第一条第二項という立場から見れば、変えなければならぬという見方も成り立つと思ひます。

す。しかし、環境基準そのものが、すでに議論されている最近の状態で設定されたものが大部分でございまして、これらのものは、それらに耐え得られない基準ではないという判断が一応ございします。しかし、新しく各種法律を、規制法をつくりまして出発してみても、私たちがさらに念頭に置いて進まなければならない環境保全という意味から考えて、その環境基準がちょっとどうもぐあいが悪いのではないかと、もう少し洗ひ直す必要があるとなれば、ちゅうちょすることなく、私たちがしては、それを新しく出された方向に向かって改定をしていくつもりであります。

○田淵哲也君 従来は環境基準をきめるについて、健康保護の面についてはこれは経済との調和といふことは考えないんだ、これは絶対条項だ、それから、しかし生活環境保全については経済との調和を考えていくんだと、こういうことが大体基本的な考え方としてあったと思います。今後この基本法の改正によりまして、生活環境保全についても経済の発展との調和といふことはもう考えないのか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 考えません。

○田淵哲也君 いままでの環境基準の設定の基準についてお伺いしたいと思います、いろいろな基準がありますね、たとえば労働環境では忍限度といふようなものがある。それから建築衛生基準では至適度ですか、それから裁判上では受忍限度といふようなものが使われております。それから健康上の絶対限度としては閾値といふようなものがあります。このようなものと環境基準設定についての関連はどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(會根田都夫君) 大気の中の硫酸酸化物あるいは一酸化炭素、これにつきましてもすでに決定されました環境基準についての考え方は、これは生活環境審議会の専門委員会の専門的な御討議の結果が基礎になっておるのでございますが、その際の基礎としては、一応疫学的調査に基づく閾値と申しますか、散居の数字というふうに承知

しております。

○田淵哲也君 硫酸酸化物についての閾値は、二十四時間平均で〇・〇五PPM、一時間では〇・一PPMといふことが言われております。ところが環境基準のほうは、一時間値で〇・二PPM以下の年間九十九パーセント、あとの百分は〇・二PPMを越えてもいいということになっておりますね。それから〇・一PPMを越えてはいけないのが八八パーセント。こういう点から見れば、閾値イコール環境基準とは考えられないと思いますが、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(會根田都夫君) これは年間平均〇・五PPMを維持するためには、たとえばいまおっしゃったような数字で何%前後が確保されれば結果として年間平均が〇・〇五になるかということにつきまして、汚染地域についていろいろと実験をいたしましたデータを基礎にしてそういう一定のパターンが定められたものというふうに承知しております。

○田淵哲也君 それでは一酸化炭素についてお伺いいたしますけれども、一酸化炭素の環境基準は、二十四時間一時間平均一〇PPM以下、それから八時間平均で二〇PPM以下といふことがきまっておりますけれども、一酸化炭素の閾値といふものはどうなっているんですか。

○政府委員(會根田都夫君) おおむね年間平均の一時間値として四PPM程度がいまのような数字に該当する、これが閾値でございます。

○田淵哲也君 そうすると、二十四時間平均で一PPM以下といふのは、やはり閾値から見ればかなりゆるい基準ではないかと思ひますが。

○説明員(山本宣正君) いま一酸化炭素で申し上げました四PPMという数字は、年間値の平均で考えた、先ほどの硫酸酸化物と同様に、過去におきまして日本の大気汚染のデータから見ても、一つを打った数値になっておるわけでございます。したがって、その波の形によりまして、発生する頻度を頻度別に分布をつくりまして、そ

の結果といたしまして年平均では幾ら、一日八時間では幾ら、あるいは二十四時間では幾らというようにその発生頻度を考えて、さらにそれを押えるという思想を入れて基準値をきめた、こういうような仕組みになっておるのでございます。○田淵哲也君 そうしますと、いままでの環境基準のきめ方は、大体閾値に基準を合わせておると解釈していいわけですね。そうすると健康保護に關する限りは、いままできめたものを公害対策基本法の調和事項がなくなっても何ら変える必要はない、こういう御見解ですか、総務長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 基本的には結論はそのとおりだと思ひますが、ちょっと専門的なものでありますから、厚生省のほうから、一応いまのとおりでよろしいと思ひますが、ただ将来医学等の進歩でまた疫学的調査研究の進歩ぐあいにによりましては、従来測定できないものが測定できるとか、従来得られなかったデータが得られるとか、そういうことはあるかと思ひます。

○田淵哲也君 健康保護の面からの考え方は大体わかったわけですが、今度は生活環境保全の面から考えて、たとえば植物が枯れるとかあるいは土が腐るとか、こういう植物や器物について判断尺度をいままでは環境基準をきめるにあたって考えられたかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(會根田都夫君) 大気関係の二つの環境基準につきましては、先生御承知のように、人の健康にかかわる環境基準といふことでございします。直接的には疫学的研究による閾値をもとにしてありますが、結局人の健康の保護をはかることによつて自然環境の保全も達成されるであろうという考えで整理いたしましたものでございします。

○田淵哲也君 まあそれはあくまで推定であつて、これから調和事項がなくなつたとするならば、人の健康について害はなくても、植物が枯れると

か器物が破損するとかいう場合には、環境基準をさらにきびしくしなければならぬ、理屈上はそういうわけですが、この点はいかがですか。○政府委員(橋本龍太郎君) 確かに御指摘のようなケースがあり得ると思ひます。ただ私もいままでとありあえすの時点として、必ずしもそのために変えなければならぬとは考えておりません。むしろその意味からいいますならば、今回条文上に明記されましたいわゆる地域における上乗せの基準、これを当面やはり活用すべきだと考えております。

○田淵哲也君 それから今度大気汚染防止法で、一酸化炭素以外の炭化水素、鉛といふことも加えられたわけですが、もちろんこの大気汚染防止法ではこの排出の許容基準をきめるわけですが、この炭化水素とか鉛についての環境基準ですね、これはやはりきめる必要があるのではないかとと思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 鉛については、おそらく年度内に環境基準を出せると思ひます。炭化水素についても検討中でありまして、まだいつに出せるというのを申し上げるところまで作業が進んでおりません。

○田淵哲也君 それから自動車の排気ガスの中には、一酸化炭素、炭化水素、鉛のほか窒素酸化物があるわけですが、これについても環境基準作成を考えておられるわけですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 実は衆議院の御審議の場合にも、自動車の排出ガスばかりではなくて、いわゆるばい煙発生施設そのものについても窒素酸化物が問題になりました。ただ今日の時点で技術的にこれを確実に捕捉するだけの手段がございせん。大体四十八年ぐらゐまではかかるだろうといふことが言われております。実は私どもは技術的にそういうめどのついた時点で取り入れて考えるということでも衆議院においては御答弁してまいりました。現在炭化水素等と同じく検討は加えておりますが、将来において追加すべきだと存じておりますが、ただいまの時点で追加する

考えはございません。

○田淵哲也君 環境基準で、もう一つお伺いしたいんですが、いままでの環境基準のきめ方は、健康保護の見地から、一つ一つの閾値を基準にして考えられたと思いますが、一つ一つで健康保護の面を考えると、これは複合的な作用もあると思いますが、これはどうなんですか。

○政府委員(會根田都夫君) 硫酸酸化物に例をとって申し上げますと、硫酸酸化物の環境基準をつくる際には、当然その中に含まれておる浮遊粉じん、ばいじん等は、当然硫酸酸化物が一定の濃度であれば、その状態の中で存在しておるわけでございますので、そういう意味では、現在の環境基準は複合状態を一応考えた上での環境基準であるというふうに言えるかと思ひます。しかしながら、今後いろいろと対象物質がふえてまいりまして、そういったものについての、さらに具体的な複合を考へての環境基準ということになりますと、今後、そういったほかの物質との、数値とのにらみにおいて検討していかなければならぬというふうに考へております。

○田淵哲也君 それから次に、硫酸酸化物と一酸化炭素の環境基準がすでに定められておるわけですが、これも、この適合状況、実際にこれに合つておるところがどれくらいあるか。これはそれぞれ自動測定ステーションが設けられてデータが出ておると思ひますけれども、四十二年、四十三年、四十四年の比較でお答えいただければと思ひます。

○政府委員(會根田都夫君) 硫酸酸化物の關係の適合状況について申し上げますと、全国指定地域内の適合状況でございますが、四十二年測定地点百四十点のうち、不適合のものが六十二、不適合の割合を申し上げますと四十四％でございます。四十三年度、測定地点百七十点、不適合地点六十三、不適合の割合三七％、四十四年度、測定地点二百一、不適合地点七十七、不適合の割合が三八％でございます。

一酸化炭素で申し上げますと、これは東京都内の代表的な測定点、霞が関、板橋、大原町、この三カ所で申し上げますと……。

○説明員(山本宣正君) 一酸化炭素につきましても、都内の四十四年度の適合状況でございますが、一平均が一〇PPMをこえたものが霞が関で七回、板橋で十七回、大原の交差点で約七十日程度となっております。ちよつと詳細な数字は後ほど出させていただきます。

○田淵哲也君 詳細な数字はあとでいただくことにしまして、いまこの四十二年、四十三年、四十四年と比べて、一酸化炭素の場合、傾向としてはどうなんですか。悪くなつてゐるのか、よくなつてゐるのか。

○政府委員(會根田都夫君) 傾向としては、やや悪くなつております。

○田淵哲也君 環境基準の目標達成の計画です、何年ぐらいかかつて環境基準に適合させるようにするの、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(會根田都夫君) 硫酸酸化物につきましては四十四年に閣議決定を見たわけでございますが、原則としては全国一律に直ちに適用すべきが望ましいのでございますが、すでに汚染が著しく進んでおる地域、あるいは現にコンビナート造成中である地域、やはり汚染が進行中であるというふうなこともございまして、前者については達成期間一応十年、後者については五年、その他は直ちに達成する、そういうふうに三段階に分けてございまして。

それから一酸化炭素につきましては、事柄の性質上、当然全国直ちに達成すべき目標とするというところでございまして。

○田淵哲也君 この硫酸酸化物の十年という目標が少し長過ぎはしないかと思ひます。この十年というきめ方も、やはり低硫酸化政策とかいろいろなことを考へた上きめられたと思ひますが、技術的に困難な面もあらうかと思ひますけれども、対策基本法の経済調和事項がなくなれば、もっとこれは早まるのではなからうかと思ひます。

すが、この点いかがですか。

○政府委員(會根田都夫君) 私どもとしましては、十年はやはりかなり長いような感じもいたしますので、できるだけ努力をしまして期間の短縮に努力したいと考えてございまして。

○田淵哲也君 次に公害防止費用についてお伺いしたいと思ひますが、これ、来年度において、これは非常に大ざっぱな質問になると思ひますが、全部でどれくらいのが見込まれるか、概算でけつこうですが、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 公害防止費用という御質問でございますが、公共投資なども含めまして、それから企業の防止設備投資ももちろん含めまして、最近策定されました公害防止基本計画というのがございまして、これはとりあえず千葉県の市原、それから四日市、岡山県の水島と、三地区だけになっておりますが、こゝで向こう五六年間で全部で約三千億でございます。公共投資関係と企業みずからの投資額とがこの三地区では大体半々ぐらゐになつておるわけでございます。それでございまして、東京とか大阪とか名古屋とか、今後基本計画の策定が進むにつれて、この金額は、三千億というふうな金ではなくて、非常に大きな金額にならうかと思ひますが、これはいづれ四十六年度中にはこういう計画の策定が進みますので、その段階で非常にはつきりした形で出てくると思ひます。

で、私も通産省といたしまして、この際御報告したいと思ひますのは、民間企業が行なう設備投資の問題でございますが、零細企業までなかなか調べが現在についておりませんが、通産省で従業員三百人以上の工場約二千三百について調査いたしました結果では、四十四年度の実績が、大体設備投資総額の五％でございます。四十五年度の計画は約五・八％、それから電力、鉄鋼、石油精製等、公害型産業と言われる数業種につきましては、四十四年度の実績が七・五％、四十五年の計画が七・九％でございます。ただし、このうちでも電力は、たとえば一二・七％を四十五年度に計画しておりますし、石油精製は、脱硫酸装置等ありまして約一六・七％、こういう状況になっております。

○田淵哲也君 ただいま企業の設備投資額に占める公害投資の割合の説明があつたわけですが、これも、もちろんこの日本の場合と外国の場合とかなり条件が違ふと思ひますが、外国の例、わかつておりますか。

○政府委員(莊清君) 外国の例、たとえばアメリカの例などあまり数字が入手されておるませんが、昭和四十四年度に相当する数字でございますけれども、これは統計の取り方等いろいろあるようでございまして、アメリカの場合に五％弱程度という数字がございまして。

○田淵哲也君 いままでの議論の中で総務長官も言つておられますが、やはり将来は一〇％ぐらゐが必要じゃないかということをお言ひされておる。ということは、やはりいまの公害投資の倍ぐらゐやらないと日本の場合いけなやないかということですか。

○國務大臣(山中貞則君) 私がとおむね日本の企業も、主として公害関連企業ということになるのでありましようが、一〇％ぐらゐは國際的に見てもそのような投資に振り向けるべきであると申しただけでございます。事実、先般總理の承認を得た三地区の公害防止計画にも大体それに近い数値のものが盛り込まれておるわけでございます。なおそういう体制をとつてまいりませんと、日本の製品というものが海外市場において國際対比でもってダンピングの条件の一つとして指摘をされるおそれが出てきておるというところは、前にも私が申したとおりでございますが、日本の貿易の生き抜いていく上にもこれはどうしても到達しなければならぬ國際的な目標でもあらうと私は考へておるわけでございます。

○田淵哲也君 もし日本の産業の総投資額の一〇％を公害投資に回したと仮定した場合に、これは経済企画庁にお伺いしたいのですが、日本の経済成長に与える影響ですね、これはほかの条件がい

ろいありますから、簡単には出ないと思いが、ただその面に限って言えばどのような影響があるという見通しを持っておられるか。

○説明員(小島英敏君) なかなか公害防止投資と経済成長の関係というのはむずかしい問題でございまして、たとえば公害防止投資というものが生産に直結した投資でございせんから、もしその公害投資がふえました分だけ一般の投資を減らして、全体の投資額を一定ということにいたしますと、これはいわゆる生産効率としては落ちるわけでございますから、経済の成長率もそれだけ鈍化することになります。ところが、従来の投資はそのままにして、その上に公害投資をプラスするというようにいたしますと、これはむしろ公害防止関係の需要増加になりますし、そこからまた波及する効果もございまして、むしろ経済成長をふやす力、効果もあるということでございます。ただ実際問題としては、やはり公害防止投資をいたしますということは、その分だけ利益を減らすか、コストを節約するか、あるいは価格を上乗せするか、三つしか逃げ場がないわけでございます。すなわち、どの場合をとりますともやはり従来と同じように公害以外の投資をやっていくという余力は企業にとつてはない、だんだん減っていくということになると思ひます。したがって、やはりいままでの正確な計算はできませんけれども、アメリカのこの間の環境委員会でも言っておりますように、やはり公害投資をふやす場合には、基本的に生産効率が下がることによって経済成長を鈍化させる方向に働くであろう、われわれもかように考えておりますが、なかなか五%から一〇%になりまして、場合にはどれだけ減るか、減るかというところになりますと、先ほど申しましたいろいろなファクターがございまして詳細な計算ができかねる状態でございます。

○田淵哲也君 それでは大蔵省にお伺いしたいのですが、この間の連合審査会で公害防止については国が第一義的責任を負うべきである、財政負担を地方に押しつけることがあつてはならないという政府の統一見解が出されたわけですが、そのために国も多額の財政措置というものが要になると思ひます。これについて具体的にどう考えておられるのかお伺いしたいと思ひます。

○説明員(海原公雄君) お答えいたします。

先般の統一見解におきましては、国とそれから地方公共団体というものが、それぞれ異なった立場で立つておるということでございます。で、基本法の四条におきまして、国は、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施の責務を担っているわけでございますし、他方におきまして、地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策の策定、実施に当たる、こういうふうになっておるわけでございます。国と地方公共団体がどのように公害問題に取り組んでいくかという基本的な姿勢を明らかにしたものでございまして、大蔵省といふ二つの眼目であるということと申して述べておりますので、公害対策の推進にあたりましては、この統一見解並びに対策基本法二十三条の趣旨を尊重して必要な措置を講じていく考えでございます。

○田淵哲也君 私も本会議で大蔵大臣にお聞きしたときには、来年はかなり自然増収があるから特別に税をふやすとか、特別な収入面での措置はとらなくともだいたいようぶだということの答弁があつたわけですが、そういう面について私は必ずしもそうは言えないんじゃないか、かなり公害投資ということは多額になるのではないかと考えております。政府の来年の予算の中の公害関係を見ましても一千六十二億ですか、ところがその七割くらいが下水道関係である。あとかなりの、百数十億ですか、幾らかは基地関係の騒音対策、そうするとほとんど地方で公害事業を進める場合にそれだけの財政措置でいけるのかどうか非常に疑問であります。その場合にやはり大蔵大臣の答弁にありましたけれども、何かの財源を求めないと、

今度のたくさんできたこの法律を全部実行するにあつてはともにお金が足りないと思ひます。その点についてどう考えておられるのですか。

○説明員(海原公雄君) 国が地方公共団体に対して財源措置を講じていくにあたりましては交付金を出すと、あるいは補助金をやるとか、あるいは起債とか、いろいろな方式があるかと思ひます。それに交付税の問題もあらうかと思ひます。財源措置をいたしましては申し上げましたように、こういういろいろな措置があるわけでございます。それらをどうかみ合わせていくかということ、四十六年度の予算編成の段階におきまして、公害問題の重要性にかんがみ対処していきたいと、こういうふうにお考えになる次第でございます。

○田淵哲也君 私は、公害の財源というものはやはり、それは目的税にするかどうかは別にしまして、やはり何らかの措置が必要ではないかというふうにお考えのわけですが、たとえば自然増収があつてもこれはやはり一般国民大衆の負担にすべき性格のものではない。したがって、企業といふものが、企業にやはり適正の税金といふものを考える必要があるのではないかと、たとえば公害を出すような業種からは公害税的なものを取りとか、あるいは過密対策として過密地域に事業場を持つておる企業といふのは、それだけ集中の利益といふものを得ておるわけですから、そういうところで事業をやる場合には税金が高くていいんじゃないか、そういう考え方で公害対策のための税制といふものが必要ではないかと思ひますけれども、この点どうなんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 公害対策に関する税制としていままでいろいろ検討され、あるいは提案のあつたものは大体三つのカテゴリーに分けられるかと思ひます。一つは、公害対策のための費用を調達するために何らかの税を起すべきであるという考え方、第二番目は、公害の発生源といふものに対して税を賦課することによってその公害の発生を最小限にとどめようという考え方に出る

もの、第三番目には、そもそも公害をなくすために何らかの税制上の措置を活用していく、田淵委員の御指摘のお話はおそらく第一にも関係ございませう。場合によりまして、たとえば過密対策とあるいは土地税制というふうなお話でございまして、第三のカテゴリーの問題でもあらうかと思ひます。

で、第一の公害の財源を調達するために、収入にリンクした形で財源を支出していくという考え方につきましては、先ほど政府の統一見解にも示されておりますように、公害対策の重要性というその優先度に応じて財源配分をいたすべきものでございまして、特に収入とリンクする形で財政運用の弾力性をそこなうということは適当ではないと考えております。

第二の公害を発生する企業、あるいは特定の集団等に対して税を賦課することによってこれを最小限にしていこうという考え方でございますが、基本的にはその裏にまず企業の責任においてこれをなくしていくということが問われるべきであり、現在直接規制という形でいろいろの政策が行なわれているわけでございます。さらにその直接規制の範囲内においてさらに税をこれに賦課していくということであるならば、むしろ負担金あるいは課徴金という形で行なわれることが地域的あるいは特定の集団という点からいって望ましいというように考えておる次第でございます。

第三の公害を発生することを極力少なくするために、税制上何らかの誘導的あるいは抑止的な機能を働かすべきでないかということにつきまして、特別措置の問題といたしまして、今後いろいろ検討していかなければならないことが多々あらうかと思ひます。その場合にはその裏づけとなる政策の合理性あるいは税の公平とのつり合い、あるいは現実に税の執行上の問題とをかね合つて具体的な問題として今後検討していただきたい、かように考えております。

○須藤五郎君 きょうは総務、それから厚生大臣、それから建設大臣に御質問申し上げるわけですが、

が、連合審査の席上で時間の関係もありまして十分論議ができませんでした。きょうはもう少し突っ込んで質問をいたしたいと思いますが、公害が激しくなった今日の状況から見まして、従来の過密都市の臨海部を埋め立て、工場を誘致する政策は政府として反省しなければならぬ、こういうふうな山中長官はあのお答えになりませんでした。私もそれは当然のことだと思ふんです。臨海工業地帯は公害の大きな発生地帯となつておるのと、これも長官もお認めになると思いますが、これを見ましても、もはやこれ以上工業用地のために大阪湾や東京湾を埋め立てることは許されなない。またすでに埋め立ててまだ工場の進出してない土地は公園や緑地帯として住民のための生活環境改善の目的に使わなければならない、こういうふうに私は思ひます。公害をなくすために今日問題をこのように考えることが国民生活優先というこの具体的内容の一つであると思ひますが、この認識につきましてそのとおりだと思はれるかどうか、総務長官、厚生大臣、建設大臣にお答え願ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) 連合審査の際の須藤委員の質疑に対する建設大臣の答弁等も聞いております。これはまあ建設省のいわゆる土地の埋め立て造成というものの費用の回収等のやはり定められた財政法上のものがございまして、そういう意味でそのような答弁をしたんだと思ひますが、しかし、私としては、企業を立地させるためにその目的で埋め立てたものである、造成したものであるといつても、いわゆる公害型企業というものをなるべく誘致しないで、そしてやはり償還その他にも計画の立てられるようなものにまず配慮すべきである。そうして、大阪がどうだ、東京がどうだと言われましても、私もちょっと具体的に御返答できませんが、たとえばいま洞海湾が一つの計画を北九州市、福岡県というものが検討しておる内容を拝見してみますと、この洞海湾の長い間顧みられなかったものを、あらためて足もとを、みんなが自分たちの海はどうだということから、やはりあそこをいせんせつをして埋め立てをして、その上に緑地や公園等をつくらうという計画のようでありまして、私は一番理想的な一つのケースだと思つて緊急調査費も企画庁に相談して、一千万円急遽支出をして調査に当たらせることにしたのですが、原則は先生の言われるような考え方で進むべきものと考えます。したがって、ただ私と建設大臣との答弁が食い違つておると追及されると困るわけですが、それは食い違ひではなくて、建設大臣の実際上のどこどこにおける問題点ということと答弁になると、あのような答弁をせざるを得なかつたのじゃないかということ私は私もわかるわけがございまして。

○政府委員(橋本龍太郎君) 海面の埋め立てによる土地造成そのものは運輸省所管事項でありまして、私ども直接口をはさむ権限はございせん。私どもとして一般的に言えることは、新たに土地造成をされ、そこに企業が新たに立地をする場合に、それが従来からある企業の公害と相乗効果を持ち、なおその地域全体の汚染の度合いに拍車をかけるような形のものでは、私どもとしては決して好ましいものではないということをお願い申し上げます。

○説明員(播磨雅雄君) 大阪湾沿岸につきまして昭和四十年に近畿圏の基本整備計画がございましてから、工業用の新しい埋め立てはやらないことを根本原則としております。またそれまでに着工いたしておりましたもの等につきましては、先ほど総務長官からお話がございましたとおり、従来の行きがかり上の問題もございまして、そういう意味で工場はできましても、なるべく公害型の企業は排除いたしますように、各公共団体のほうにおきまして行政指導いたしておる次第でございまして。

○須藤五郎君 なるべくということにこだわりますが、その点はあとで問題を出したいと思ひます。この公害問題は内政の第一の問題である。これと積極的に取り組み、国民生活優先の立場に立つて勇猛心をふるい、蛮勇をふるって事に当たると

佐藤総理は再三再四国民に決意を示していらつしやいます。国民は総理の決意が口先だけのことなのか、ほんとうに実行されるのか、この点を非常に注目をしておるわけなんです。先日、これは毎日新聞の漫画、那須さんという方の書いた漫画です。最近、毎日の那須さんの漫画、それから小林さんの時事漫画、なかなかうかつた漫画がでました。私も非常に楽しんで毎日新聞を見ておるのですが、先日の漫画ですと、企業と書いた大きな大男に向かつて佐藤総理が公害というこぶしを上げておる。ところがその佐藤総理の上げたこぶしがぶるぶるとふるえている。手がふるえていると下に書いてあります。だから漫画にこたえる立場上、佐藤総理は真の蛮勇を発揮しなければ、こういういま全国的に起こつた公害問題は解決できないと思ふのです。それができなかったら、あの漫画家の言うとおり、佐藤総理は大企業に対しては手がふるえているぞと、こう国民は理解しますよ。

私もそういうふうに理解しますよ。そこで、佐藤総理の代理者である山中さんが佐藤総理にかわつて大勇猛心を発揮してもらいたいと思ふんです。いま先ほどの問題ではあなた是非常に観念的な答弁ですけれども、積極性のある答弁をなすつた。厚生省もそういう意見を述べた。しかし、建設省に至ると二人の答弁と逆になつて後退してしまふ。ああいうことでは、私は、佐藤内閣の姿勢というものが言えないと思ふんです。

さて、公害を内政問題の最重要課題として、国民生活優先の立場に立つて勇猛心をふるつて事に当たるということはどういうことか。私はこう思ふんです。その重要な柱の一つは、これまでの経済発展第一の政策や立法を、今日の公害の観点からすべて検討し直し、経済優先、産業優先の個所はこれを大胆に改める、国民生活優先の内容を確立していく。こういうことでなければならぬと思ひます。昭和四十二年にできた公害対策基本法、今回改正するというのも、この例だと思ひます。

が、この考え方が正しいと思ひますかどうか。総務長官、厚生大臣、建設大臣、お伺ひしたいと思ひます。

います。

○国務大臣(山中貞則君) 原則的にはそういう方向で日本は大きな転換の曲がり角をいま曲がりつつある、また曲がらなければ、日本経済というのが国際経済の中でひとりぼっちの蛮勇、それこそ蛮勇ふるつたって通用しない時代が来つたというふうな認識をしております。それから、総理の蛮勇、もしくは大勇ふるつて取り組むという姿勢でございまして、内輪話みたいなことを申し上げて恐縮ですが、私を副本部長にして担当大臣にしたということについては一見筋違ひでもございまして、いままでのいきさつから見てもございまして、少しあると思ふんですが、しかし、総理は、そのときに君の若さと実行力でやれということをお願いしました。その後私は、総理に相談しないで、十五の法案をつくり上げるべく、各省庁のそれぞれ私の耳にまで入ってくる反響等の声を聞きながら、なおしかしわれわれが取り組まなければならない課題である。これは、締め切り日に間に合わないべきことなんだ、至上命題と思つてやつてきました。その過程において私が十五法案を全部一応まとめたので調整を終わりました。総理に三時間近く報告を私一人で行つていただきました。官房長官は立ち会つたわけですが、説明者は私一人でございましてけれども、総理からは法案の行き過ぎとか、あるいは時期尚早である、あるいは内容についてその点はもう少し慎重に扱えというふうな一切のいわゆる逆方向への指示はなかったというところだけは、私良心に誓つて申し上げることが可能でございまして。しかし、その判断は、これは立ち会ひ人、保利さんでもないし御信用なさらないかもしれないが、私は、何ら総理から逆方向への指示も圧力も受けていないと思つております。

○政府委員(橋本龍太郎君) 一般的に申し上げるならば、厚生省としての立場は、先ほど先生がお話しなされたこととはほとんど同様であると思ひます。

○説明員(播磨雅雄君) 近畿圏におきましても、京阪神の大都市地域のような場所におきましても、特に産業優先の考え方に對しまして修正を加へましてやつてまいらなければならないと、かように考へております。

○須藤五郎君 それじゃ、修正を加えるという返事が出たわけですが、そこで私は、西淀川、それから外島地区という問題について少し具体的に認識をしてもうらうために述べてみましょう。西淀川区は御承知のとおり、日本一汚染されておるところなんです。これは御存じだと思います。大阪市はここで公害防止計画の先行事業としまして、総額百二十五億円に及ぶ緊急対策を実施しておるんです。今日、西淀川は、いまずで公害工場を移転させなければならぬ、ここへ新しい公害工場が入ってくるのはもつてのほかである、こういうように言っておるわけです。ところが、その外島地区へ、いま五つの公害工場がやってくる。そうして、そのうちの四社はすでに操業を開始しておるんです。外島地区四十万坪です。ここに外島開発株式会社という会社ができまして、工場団地造成会社、これはね。その外島開発株式会社という会社が三十に近い企業を引っばつてこうとしておるんです。そうしてそのうちの五工場はもうすでに来ている。そうしてこの五工場は実は札つきの工場なんです。よそのところで公害工場だといって追い出された札つきの工場がここへやってくる。こういうことになるわけなんです。そうしてさらにこれだけじゃなくて、たくさんの工場が進出を予定しております。西淀川を含む大阪市は全域が公害関係のない学校の建設さえ制限されておる過密防止の工場等制限区域です、それとも御存じでしょう。ところが、この外島地区四十万坪は政令によって制限区域からはずされておるわけです。そのために公害の状況とは関係なく工場がどんどん入ってくるんです。これでは住民はたまつたもんじゃないので、非常におこつておるわけなんです。だから、私は連合審査会るときにも、こういう矛盾があるんだから、もう十年前に

公害の何ら問題にならなかつたときにつくつた政令だから、今日は勇猛心を發揮してその政令を変えなさいと、そういつて私は尋ねたんです。ところが建設大臣は、私のこの言に耳をかそうとしない、そこは厚生大臣や総務長官とは違ふわけです。そのことをあくまでもあなたが固執するなら政府内の解釈の相違ということになってきますよ。私は統一見解を述べてもらいたいと、こう言わざるを得なくなるわけです。だから昔つくつた、公害と関係なくつくつた法案だから、だからいまその政令をやめて、制限区域でありますならば、制限区域にするならば、自治体に一定の権限がありますね、いわゆる千平方メートル以上の工場は市長の許可制、こうなっておりますね。しかし、制限区域外では工場進出は野放しということになります。住民や自治体は手の施しようがない、こういうことになっております。だからこの政令を定めた昭和四十二年、公害のなかつたそれを考慮すれば、私は率直に申しまして時代が変わつているんですから、公害から何十万、何百万の市民の生命と健康を守るものが、何よりも重要な時代となっております。ですから、政令はあれはもう時代おくれだ、こう言わなければならぬ。だから西淀川のような過密地帯の、しかも公害日本一の臨海部にこのような土地をそのまま放置しておくことが間違つておる。こう言わなければならぬと思ふんです。そこで、外島地区は工場ではなく、ああいう政令を廃止して、市長の自由に裁量できるところにして、市民のための緑地帯、緑の公園をつくること、私は最も必要なことだと思ふんです。だから公害を防ぐという観点から、時代おくれの政令を改めることを市民は心から求めて、私のところへもその点を訴えてきておるのです。だから、政府は勇猛心を發揮してそうしてこの政令をやめろということ、これがぼくは総理大臣の言うところのいわゆる蛮勇をふるい、勇猛心を發揮して当たると、公害解決に当たると言われたそのことばの内容ではなからうかと思ふのです。これができなかったら、総理大臣のあのことはぼくは

取り消さなければならぬことになると思いますね。どうですか、総務長官、厚生省の方、それから建設省の方、もう一ぺん私のこの意見に対して答えをしてください。

○明説員(播磨雅雄君)　ただいま先生のお話のございました西淀川区がかなり大気汚染のひどい地域であるということも知っております。現に救済法によりまして指定を受けている地域でございます。大阪市におきましては昭和四十七年を目標といたしまして何とかこの汚名を返上いたしたいということ、ただいまお話のありましたように、特に大気汚染関係で被害の大きい工場十四工

場、そのほか騒音の大きな工場・三工場等できれば買収しまして移転したいという計画を持っておることは事実でございます。で、そういうふうなときに、いかなるいきさつがあるにもせよ、なぜ新しく工場を建てたかという点につきまして個々にお答えを願いたいということだろうと思うのであります。現在百三十七万平方メートルの例の埋め立て地に大体二十九社の会社が進出を予定されておるわけでありますが、そうして現在私どもも聞いておりますところでは、七社が大体操業をしようという状態、今後どんどん建っていくという形でございますが、私も聞いておりますのは、地元のある会社の土地を分譲したわけでございますが、その土地をこうして分譲いたしましたときに、その町のつくり方、企業の入れ方等にすぎまして、大阪市はただいま御指摘ございました外島開発株式会社と十分な連絡をとりまして、できれば公害型企業に売らない。その結果は、名前を見ますと若干心配のある会社も現実には入っておりますが、そういう工場につきましては、特に設備計画の段階におきまして強力なる行政指導を行ないまして、そういう場所でございますので、矛盾したようなことにならぬように責任を持って行政指導を行ないまして、第一次的には流通関係、流通加工関係のあまり公害型でない企業に入ってもらおうということを趣旨といたしまして、極力指導をしてまいったということを申し

しておるわけでございます。何ぶんにも地盤沈下の
 極度にひどいところでございまして、ここに住ん
 でおられる中島地区の方々にもいろいろ問題があ
 るわけでございますが、中島地区も含めまして、
 将来の広い意味の再開発といたしまして、この地
 域にいろいろ公園をつくりまして、あるいは道
 路を整備いたしましたりいたしまして、地域の方
 方に少しでも環境を回復するように十分努力をす
 るという目標で大阪市もやっておりますので、そ
 ういった意味で私は現在の時点におきましては政
 令を改正する予定はないと、こういうふうにお答
 え申し上げたいのでございます。

○須藤五郎君　そういう公害の心配がなければ住
 民は騒ぎはせぬのだ。若干公害のある工場が来て
 いるのではなくて、みんな公害の関係ですよ、い
 ま来ているやつは。あなた調べたのか。調べてな
 いだらう。調べてなくてそんなことを言っではだ
 めだよ。五つとも公害工場ですよ。言いましょ
 うか。大阪有機合成、摂津鉄線、山友シャフト、三
 豊工業、大阪特殊合金、みな公害工場です。それ
 がいま来ている。そのほかに三十近い工場が土地
 造成会社と呼ばれているわけです。ここに持つて
 によりというのです。そこに土地を造成した会社
 は土地を売らなければもうけにならないというの
 はわかる。しかし、一土地会社のために公害を起
 こしていいという問題ではないですよ。だから、
 前の政令さやめたら市長の権限でものができる
 ようになるのですよ。それがいいから自由に公害
 工場が入ってくるということなんです。これは大
 谷重工が倒産したときに三井物産やそういうところ
 が差し押えた土地なんですよ。だから、それを
 売ろうと云って、要するに公害であらうが何であ
 ろうが、境目なしにどんどん工場を引っぱってこ
 るよというのをいまやっているから住民が問題
 にしているわけですね。だから、こういう時代離
 れの、時代おくれのしたこういふ政令は即刻やめ
 なさいというのがぼくの主張なんです。それをや
 めなかつたらこれはどうにもならないですよ、
 市長の権限にならないのだから。総務長官や厚生

政務次官はそうしたほうがいいと言っているじゃないですか。建設省だけががんばっているのだ。政府内部の意見の対立ですよ。話にならぬじゃないですか。総務長官、この点はつきりとぼくはしてほしいのです。こういうことをほっておくとはやはり西淀の公害がどんどん大きくなっていくということももう明らかなんですね。そうしてそれはおそろく佐藤総理の本心でもないのじゃないですか。総務長官の本心でもないだろうと私は思うのです。そういう状態がこれから生まれてくるので、もう一ぺん総務長官、ちょっとはつきり答えてください。

○国務大臣(山中貞則君) お話の意味はよくわかりますが、建設大臣がこの政令による制限除外地区を排除するということについてはいまのところ考えていない、こういうことを公式に申し上げておきますので、私が言っているのは、特定の場所ではございません。そういう御主張のような方向に今後いかねばいかぬのだということはそのとおりのことであると思えます、ただし、いまの当該場所については、建設大臣の御答弁というのが一方にありまますから、その意味で私が建設大臣の発言を否定することはできない。そのことについてはさらに今後やはりそういう措置を、政令解除という措置をとらなければできないのか。あるいは御主張の方向に近畿圏整備を主管する建設省というものが政府全体の姿勢として前進する、あるいは変わるということであれば足りるのか。これはまた手段によつては達せられ得る手段もあらうかと思えますから、その意味で建設大臣不在のところでは私がこれ以上は申し上げられない。しかし、方向はそういう方向に進むべき時期にきているということとは私も同感でございます。

○須藤五郎君 それじゃね、きょうあなたがぎりのお答えはすることはできないかわかりませんが、どうか持ち帰られて、建設大臣や厚生大臣とも相談をなすつて、そうしてこの西淀川区の区民の期待にこたえるような方向でこの問題を解決するように努力していただきたい。どうでしょう

か。

○国務大臣(山中貞則君) 特定の場所の話でありますので、たいへん答えにくいのですが、全体として申し上げます、そのような場合に国が総合的に見て必要であると認める地域を市長さんあたりまでその権限をおろした場合は、場合によっては企業とのある意味の、また悪い意味の癒着等もありませんから、市民の上に立った市長であることには間違いはないけれども、そのような場合において国策から見ても好ましくないような許可等も出されるおそれもある。これは表裏問題があると思えるので、だから、その特定の場所について言えば、それは市長は何という人でどんな人格の人か、私も知っておりますから、その限りにおいてはひょっととオーケーと言いたくなるのですけれども、しかし、これは基本的な議論でもございまして、それらの点はやはり建設省の方針で処理できものならばそういうことで処理するということで、一ぺん建設大臣がそういう答弁をしておりますので、これ以上私の口からいま否定できないというところでございまして。

○須藤五郎君 まあそれ以上あなたにここではつきりしたお答えを要求しても無理だろうと思えますが、いささか山中長官の手も少しゆるめてくれるのじゃないですか。そういうことがあつては困るということを私は申し添えますよ。どうぞあなたも勇猛心を發揮してこういう矛盾はこの際私はなくしていくことが一番重要だと思ふのです。何よりも国民の健康が第一だという見解に立つならば、政令を変えるぐらいのことは私は何でもないと申すのです。そうですよ。私はそう思いますよ。だからその点よく配慮していただきたい、こういうことを申し添えます。

それから次に、きょうの朝日の論説なんかでも、「公害の監視にパトロールをつくれ」という見出しで、いろいろ書いていらつしやいます、全国的に見まわつていま公害発生工場は何工場あるか、ひとつ聞かしていただきたいんです。

○政府委員(莊清君) ちょっと意表をつかれた質問を受けましたので、数字はちよつといま申しかねますが、後日正確な数字をひとつ、正確といいますが、業種別にこまかい数字を整えまして御報告に上がりたいと思ひますが、まあざつと考えまして、大体製造工業の中で、機械工業の一部は町中にごさいまして騒音というふうな問題を中心に公害を起しておりますが、比較的機械工業といふのは数は多くございしますが、この大気汚染とか水質汚濁という点では関係が薄いかと思ひます。まあ機械工業の数が非常に多いかと思ひます。いわけの全国総工場数に対してのいわけの公害に責任のある工場数というのは、私はそう多くはないんじゃないかと、こう思ひます。

○須藤五郎君 それはあなたのほうが数が出なきゃ議論になりませんから、それは数を出してください。それから話にしましょう。

そこで次に問題になりますのは、この、ずいぶん多いと思ひます、私はね。私も数はわからないんです。だから政府に出してくれというんだ。しかし、少なくともは思ひますね。その数が多し工場から出る公害をだれがどのようにして調査し、また監督するか。どうですか、それは。

○政府委員(橋本龍太郎君) まあ第一義的にこれは都道府県——地方自治体の首長が責任をお持ちをいただいてチェックをお願いしたいということでは。

○須藤五郎君 そうすると、調査監督権は地方自治体の長に与えらる、こういうことですね。そこをはっきりしてもらわねとね。やたらと地方自治体やれと言つたつて、調査権もない、監督権もない地方自治体ができるわけはない。そこをはっきりしておいてください。

○国務大臣(山中貞則君) 厚生政務次官が原則論を言つたんですが、まあ原則はそれとおりで、ただ、企業自体も今度は規制違反には直罰を受けるわけですから、常時監視——監視というのはおかしいですが、観測して、それを記録しておかない

と、直罰の際に反論ができないということ等もありまますし、それを踏まえて、それぞれ公害の種類によつて市町村の固有事務のものもありまますし、都道府県にほとんど今度はおろしますから、都道府県の委任事務もしくは固有事務、あるいは広域の処理体制、こういうようなことでそれぞれの立ち入り検査から停止命令まで含めたあらゆる権限の行使ができるわけでありまますから、それらは企業内の常時観測、測定と相まって、それらの監督官庁というものがそれぞれの地方——都道府県、市町村というものの段階でそれぞれ把握していくようになると考えまます。

○須藤五郎君 企業にまかしといつてちゃんと行なえるものならもう心配ないんです。国民は安心して高まくらで寝ておろすことができるんですが、企業というものはそういうものじゃないです。ね。自分のもうけるためには、これまでやってきたことをずうっと見てみたらよくわかるじゃないですか、もう公害たれ流しで平気な顔ですよ。それでどんどん金もうけることしか考えないのが、これが今日の日本の企業、だからたいへんなことになつたんです。国民の健康などに対して企業などというのは良心的な一片のかけらもないんです。だからこういうふうになつてしまつたんです。朝日新聞こういうふう書いていますね。

「地方公共団体で「公害監視センター」や「大気汚染監視センター」などを設置しているところは、いまは十三くらいしかない。大気汚染についてはテレメーターが利用されているものの、水質、騒音などについては、まだそこまで進んでいない。その結果、四十四年度に出された施設の改善命令は二十七件にとどまつた。こういうふう書いてありますね。そして朝日新聞は、たとえば公害Gメンみたいなものをつくつてパトロールさせることも検討してもらいたい、こういうふう朝日は書いています。私たちがはもう公害対策基本法を、衆議院のほうで修正案を出しました。やがて参議院においても私たちは修正案を出したいと思つておりますが、その中で住民運動の尊

重、公選制の公害委員会の設置など私たちのほうは主張しておるのです。やはり住民運動というものは一番重要だと思ふんですね。その住民運動の中には、その工場労働者の諸君も入るが、いいでしょう、いろいろな形の住民をその中に含めてその監視をやらないという、この数の多い公害工場ですね、それはとても監視できるものじゃないし、監督も調査もできるものじゃないと思うのです。公害委員会公選につきましては、衆議院本会議におきまして、総理から、私たちのほうで、公選制による公害委員会をつくらうかどうかという質問をしたら、共産党らしい提案だ、こう総理は言われましたが、いいとも悪いとも賛成とも反対とも、何ら返事がきておらないのです。

そこで、総務長官が総理にかわってお答えになるならばお答えを伺っておきたい。また、今回東京都が提案しました公害監視委員会、これは東京都の公害監視委員会をくりまして、百人ほどから成る公害監視委員会をつくるという制度をきめました。その制度の中、百人の内訳を申し上げますと、特別区長または市町村長の推薦を受けた者が七十人以上、民間諸団体の推薦を受けた者が三十人以上、民間諸団体の推薦を受けた者三十人以上以内をもつとふやしたほうがいいと思ひますが、とにかく東京都はこの百人以内をもって公害監視委員会をつくるという条例をつくりました。こういう制度を政府もひとつ推進なすたらどうだろう、取り入れられたらどうだろうと思ひますが、その点はどういうふうにお考えになりますか、これは総務長官に答えていただきたい。

もう一つ一緒にお答え願うために、時間の関係ありますから。住民運動の尊重ですね。私がいま申しました、住民に監視、調査をさせるという、この住民運動の尊重を基本法に取り入れられるおつもりはないか、この二つをお尋ねして私の質問を終わります。

○国務大臣(山中貞則君) 住民運動については基本的には、今日住民運動が地域の住民の自衛手段

として盛り上がっておりますから、政党の介入等に反対する、われわれだけでやるというような傾向はたいへん好ましいことだと思っておりますが、しかし、住民をそこまで追い込んだ政治責任というものを私たちはこれからとていかなければならぬということを考えております。したがって、基本法にそれをうたい込むのにはちよつと異質のものであると考えますので、そのようなことは考えておりませんが、第二点の、衆議院において委員会を出されました修正案、これに対して、公選制の委員会というものをにつくれ、こういうことでございしますが、これは圧倒的少数をもって否決されましたので、その否決された意思を尊重せざるを得ませんが、しかし、われわれとしては、今回地方に必置制にいたしました公害対策審議会というもののの中に、なるべく関係地域の住民を代表すると思はれる者が入るようにしてもらいたい。

それはまあ地方にまかせますけれども、そういう指導方針並びにそういう公害発生企業の代表らしい者がどんな、たとえば商工会議所の会頭等の肩書きであっても、そういう者が委員会の構成メンバーにならないような配慮をするような行政指導はしたいものだ、かように考えております。

○須藤五郎君 圧倒的少数をもって否決されたという、それはお返ししたいと思ひます。少数であっても、かりにりっぱな意見は尊重するというのが民主主義の私はたてまえだと思ひます。それでなかったら、ほんとうの民主主義というものにならないということを申し上げます。これで終わります。

○国務大臣(山中貞則君) 今国会では、たとえば衆議院において、私たち自民党が三百議席以上の議席を背景としてわがまをやったという形跡も、これはないということを認めてくださると思ひます。ことほどさように、この問題は政党、党派、思想を越えた問題であるということで私たちも取り組みましたし、野党の皆さんもさうでございしました。したがって、委員会においては、一人の提案、一人の賛成であつたといつても、私

たちはそのことを無視してはおりません。耳はかたむけておるつもりでございます。したがって、そういう意味において御意向の、今後進むべき方向等で拘束すべき点があるならば、これには謙虚でなければならぬと考えております。

○委員長(占部秀男) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

- (予備審査のための付託は十二月四日)
- 一、公害対策基本法の一部を改正する法律案
- 一、騒音規制法の一部を改正する法律案
- 一、公害防止事業費事業者負担法案
- 一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

公害防止事業費事業者負担法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法第二項第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために公害対策基本法第二十二條第一項の規定により事業者がその費用の全部又は一部を負担せざるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 汚水その他公害の原因となる物質がたまり、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じて

いる農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて、第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

3 前項第一号の施設の設置には、公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けを含むものとする。

4 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第二条 第一項を次のように改める。

この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、

カドミウム、塩素、弗化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で

政令で定めるもの

第二条第六項中「。人の健康に有害な物質であつて」を「。人の健康又は生活環境に係る被害を

生ずるおそれがある物質で」に改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

(排出基準)

第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、厚生省令、通商産業省令で定める。

2 前項の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物(以下単に「いおう酸化物」という。)にあつては第一号、同項第二号のばいじん(以下単に「ばいじん」という。)にあつては第二号、同項第三号に規定する物質(以下「有害物質」という。)にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口(ばい煙発生施設において設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さ(厚生省令、通商産業省令で定める方法により補正を加えたものをいう。以下同じ。)に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質(次号の特定有害物質を除く。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類のごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で厚生大臣及び通商産業大臣が定めるもの(以下「特定有害物質」という。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

厚生大臣及び通商産業大臣は、施設集合地域

(いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。)の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度をこえる大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、厚生省令、通商産業省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設について、第一項の排出基準(次条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準)にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

4 第二項(同項第三号を除く。)の規定は、前項の排出基準について準用する。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定によりいおう酸化物に係る排出基準を定め、又は第三項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと思はれる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定める基準に従ひ、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

2 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

3 都道府県が第一項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、厚生大臣及び通商産業大臣に通知しなければならない。

(排出基準に関する勧告)

第五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、大気の汚染の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を變更すべきことを勧告することができる。

第十八条第二項中「当該特定有害物質排出者」を当該特定施設設置者に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二 粉じんに関する規制

(粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん発生施設の種類の

四 粉じん発生施設の構造

五 粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他の厚生省令、通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の變更をしようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第十八条の二 一の施設が粉じん発生施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け

出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第十八条の三 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、厚生省令、通商産業省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第十八条の五 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条第一項又は第十八条の二第一項の規定による届出をした者について準用する。

2 第十三条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第四章 次のように改める。

第四章 大気汚染の状況の監視等

(常時監視)

第二十二條 都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

(緊急時の措置等)

第二十三條 都道府県知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用若しくは運搬者であつて、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であつて、いおう酸化物に係るばい煙量が厚生省令、通商産業省令で定める量

をこえるばい煙発生施設を設置しているものは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設について、おう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参照して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、気象状況の影響により大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、^{命じ}、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(公表)

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気汚染の状況を公表しなければならない。

第二十五条 削除

第三十三条中「第十条」を「第九条」に改め、「若しくは第二項」を削り、「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反した者

昭和四十五年十二月二十一日印刷

二 第十八条の四の規定による命令に違反した者
過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

十二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一 公害対策基本法外関係法令の抜本的改正等に関する請願(第二七三号)

第二七三号 昭和四十五年十一月二十八日受理
公害対策基本法外関係法令の抜本的改正等に関する請願

請願者 富山県黒部市天神新堀切地区公害対策協議会内 尾山義松外百七十八名

紹介議員 占部 秀男君

住民の生命を守るため、すみやかに公害対策基本法並びに関係法令の抜本的改正を実施するとともに、カドミウムの新許容基準の撤回を図られたい。

理由

日本鉱業株式会社三日市製錬所が排出する、ばいじん(カドミウム、鉛、銅、亜鉛、ヒ素、その他の重金属含有)による大気汚染と、亜硫酸ガスや排水のため、地域住民は昭和二十九年以来、生命と財産(水田、住宅その他)をおびやかされ続けている。さらに七月七日突然、産米中のカドミウムの新許容基準が発表され、その不安はいっそうはなはだしいものとなつてゐる。本製錬所の公害は、明らかに犯罪行為であるにもかかわらず、地方自治体は公害対策基本法をたてに企業優先の態度を固守して、住民の生命、財産、健康の保持を怠つてきた。そればかりか、昭和四十三年七月には、付近住民が降下ばいじんを検査して、一、六七〇PPMという超濃度のカドミウム等の汚染が

判明すると、ひそかに会社とはかり、検体依頼人の住民や農地所有者にその事実を隠匿し、詐欺的、半強制的な行為により農地を買収させた上、工場の拡張と生産の増大を意図している。

昭和四十五年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C